DISCLOSURE 2025

中南信用金庫の現況
2025
ディスクロージャー



日本の渚・百選／大磯照ヶ崎海岸



Photo:(公社)大磯町観光協会

大磯城山公園

旧三井財閥別荘跡地と旧吉田茂邸跡地を整備した神奈川県立都市公園です。
旧三井別邸地区には、日本情緒あふれる茶室や大磯町郷土資料館などが点在し、ゆるやかな丘陵につくられた展望台に登れば、相模湾をはじめ、富士、箱根、伊豆半島の山々などの雄大な自然が一望できます。国道を隔てた旧吉田茂邸地区には、吉田茂が暮らしていた邸宅を再建した建物と、モダニズムを加えた和風庭園の先駆けである庭園があり、吉田茂は朝夕日課のように、この名園を散歩していたといわれています。

CONTENTS

1. 経営理念・経営方針 …… 4
2. 当金庫の概況 …… 5
3. ちゅうなんのあゆみ …… 6
4. 役員・組織 …… 7
5. 総代会制度 …… 8
6. 中南信用金庫と地域社会 …… 12
7. 中小企業の経営改善及び地域活性化への取組み …… 14
8. SDGsへの取組み …… 19
9. 内部統制基本方針について …… 20
10. リスク管理の態勢について …… 22
11. お客さまに「安心」「安全」にお取引いただくために …… 23
12. 主な商品・サービスのご案内 …… 26
13. 主な手数料一覧 …… 31
14. 資料編 …… 33
15. “Step by Step” ～ニーズに適切に対応し、優れたサービスを提供するために～ … 62
16. 店舗・地区一覧 …… 64

青年は大きな望みを抱き、土地を愛し歴史を創る。

海。
昔のことは知らないが、100年前、いや50年前は、
さぞかし漁で賑わっていたことだろう。
赤銅色の漁師が誇らしげに網を引く。
それにこたえる妻がいる。
そんな力強い生活の匂いを、今も伝えてくれている。

ごあいさつ

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　平素は格別のご愛顧とお引立てに預かり厚くお礼申し上げます。
　さて、当金庫は昭和初期における金融大恐慌の後、昭和７年１１月「保証責任大磯商工信用組合」として発足。以来戦中戦後の幾多の苦難を乗り越え、地域の発展とともに業容を拡大し、今日に至っております。
　現在、わが国は人口減少と少子高齢化といった構造的な問題が急速に進展しています。金融機関を取り巻く環境は、長きにわたり続いた大規模な金融緩和策の修正によって、先行きの不透明感は増していくとみられます。
　当金庫は、このような環境下にあって、積極的にお客さまの声に耳を傾け、時代の変化に対応し地域経済のにない手として、一層の充実を図り、その使命を果たしていく所存でございます。
　今後とも何卒倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。
敬具



理事長　大藤　勉

経営理念・経営方針

経営理念
『地域共創』

私たちは、心のこもった金融サービスを通じ、
地域の繁栄と創造に貢献します。

経営方針

お客さまの視点に立った経営を目指します。
健全経営を維持し、地域社会に貢献します。
創造性豊かで行動力に富む人材を育成します。

行動基準
五つの創造

価値創造…お客さまと金庫にとって価値のある仕事をしよう。
信頼創造…お客さまから信頼される仕事をしよう。
地域創造…地域に役立つ仕事をしよう。
未来創造…未来へのビジョンを持って仕事をしよう。
幸福創造…お客さまと共に幸せになろう。

ちゅうなんクレド

私の成長と金庫の成長が、お客さまへの約束です

1. 私は、中南信用金庫の一員であることを誇りに思います。
2. 私は、私たちが愛するこの街の成長・発展を願い行動します。
3. 私は、一人ひとりのお客さまに適切な金融サービスを提供します。
4. 私は、お客さまからのご期待・ご要望・ご不満について誠実に対応します。
5. 私は、お客さまから「ありがとう」と言っていただける仕事をします。
6. 私は、職員同士のチームワークを大切にします。
7. 私は、いつでも笑顔で元気よくあいさつします。
8. 私は、約束・決まり事・秘密を守ります。
9. 私は、報告・連絡・相談・確認を徹底します。
10. 私は、整理・整頓を徹底し、清掃・清潔を心がけます。
11. 私は、公私を明確にし、責任と自覚を持ち行動します。

中南信用金庫

行動綱領

（信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任）
(1)信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

（質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献）
(2)経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）
(3)あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

（地域社会とのコミュニケーション）
(4)経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

（人権の尊重）
(5)すべての人々の人権を尊重する。

（従業員の働き方、職場環境の充実）
(6)従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

（環境問題への取組み）
(7)資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

（社会参画と発展への貢献）
(8)信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

（反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応）
(9)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努める。

当金庫の概要

（令和7年3月31日現在）



- 創　　立　昭和7年11月22日
- 本　　店　中郡大磯町大磯1133番地の1
- 店　舗　数　17店舗
- 役 職 員 数　237人
- 会　員　数　21，913人
- 出　資　金　525，874千円
- 預 金 残 高　3，475億86百万円
- 貸出金残高　1，046億98百万円
- 営 業 区 域　神奈川県中郡大磯町・二宮町・足柄上郡中井町・大井町・開成町・松田町・高座郡寒川町・平塚市・厚木市・伊勢原市・秦野市・茅ヶ崎市・小田原市・海老名市・座間市・藤沢市・相模原市・愛甲郡愛川町・清川村

令和６年度の業績

預金積金　3，475 億円	預金は、地域に密着した営業活動を推進した結果、７年3月末で3,475 億86百万円と、前年度より１億55百万円増加いたしました。
貸出金　1，046 億円	貸出金は、事業所の開拓及び既存取引先の深耕促進を図った結果、7年３月末で1,046億98百万円と、前年度より20億23百万円増加いたしました。
当期純利益　6 億 51 百万円	当期純利益は、前年度より55百万円増益となり、６億51百万円を計上することができました。
自己資本比率　12．80 ％	自己資本比率は、「早期是正措置」における健全性を判断する際の基準である4％を大幅に上回っています。

主要な事業の内容

預金業務

（イ）預金　当座預金、普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っています。
（ロ）譲渡性預金　譲渡可能な預金を取扱っています。

貸出業務

（イ）貸付　手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っています。
（ロ）手形の割引　商業手形の割引を取扱っています。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っています。

附帯業務

（イ）代理業務
　①日本銀行歳入代理店
　②地方公共団体の公金取扱業務
　③株式会社日本政策金融公庫等の代理店業務
　④株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
　⑤株式会社日本政策金融公庫等の代理貸付業務
（ロ）保護預かり及び貸金庫業務
（ハ）有価証券の貸付（ニ）債務の保証
（ホ）金の売買（ヘ）公共債の引受
（ト）国債等公共債の窓口販売
（チ）保険の窓口販売（リ）投資信託の窓口販売
（ヌ）スポーツ振興くじの払戻業務
（ル）電子債権記録業に係る業務

ちゅうなんのあゆみ

昭和 7年 11月	保証責任大磯商工信用組合設立、大磯町一円に事業開始
昭和12年 11月	保証責任信用販売購買利用組合大磯金庫と改称
昭和23年 7月	保証責任大磯町信用組合として設立
昭和25年 2月	大磯町信用組合に改組
3月	中南信用組合と改称
7月	二宮支店新設
昭和26年 10月	信用金庫法制定により中南信用金庫に改組
昭和27年 8月	下中支店新設
昭和30年 1月	国府支店新設
6月	大磯町指定金融機関となる
昭和33年 12月	二宮支店新築移設
昭和36年 3月	旭出張所新設
11月	国府支店新築移設
昭和40年 11月	旭支店新築移設（出張所から昇格）
昭和41年 9月	下中支店新築移設
昭和44年 12月	四之宮支店新設
昭和45年 7月	預金100億円達成
11月	二宮支店新築移設
昭和47年 4月	二宮町指定金融機関となる
5月	旭支店新築移設
昭和48年 12月	日本銀行横浜支店と取引開始
昭和49年 11月	本店新築移設
昭和50年 9月	伊勢原支店新設
11月	日本銀行歳入代理店事務取扱開始
昭和52年 6月	オフライン移行
昭和56年 2月	オンライン移行
10月	平塚支店新設
12月	預金500億円達成
昭和57年 10月	茅ヶ崎支店新設
昭和58年 6月	高森支店新設
10月	中井町指定金融機関となる
昭和59年 6月	国債窓販業務全店で取扱開始
10月	厚木南支店新設
12月	中井支店新設
昭和61年 12月	公所支店新設
昭和62年 1月	本店営業部大磯町役場出張所新設
12月	高麗支店新設
昭和63年 9月	両替業務開始（本店営業部）
11月	中里支店新設
12月	預金1,000億円達成
平成 1年 2月	株式会社中南ビジネスサービス設立
平成 2年 11月	相談センターの設置
	各支店、相談コーナーの設置
平成 4年 3月	伊勢原北支店新設
8月	大磯駅前くらしの相談コーナー設置
	中栄信用金庫と業務提携
11月	創立60周年祝賀会開催
平成 5年 5月	営業エリアに足柄上郡大井町、開成町、松田町を追加
平成 6年 10月	本店営業部大磯駅前出張所新設
平成 7年 8月	四之宮支店しまむらストアー田村店出張所新設
平成 8年 9月	国府支店月京出張所新設
平成 9年 7月	中井支店中井町役場出張所新設
10月	旭支店しまむらストアー長持店出張所新設
平成10年 7月	経営情報センター新設
平成11年 12月	下中支店店舗新築
平成12年 11月	中原支店新設
平成13年 12月	旭支店しまむらストアー旭店出張所新設
平成14年 6月	創立70周年記念金利優遇定期発売
平成15年 11月	インターネットバンキングサービスの取扱開始
平成16年 6月	預金2,000億円達成
11月	審査管理部内に経営革新支援室新設
12月	公所支店の店名をさかま支店と改め新築移設
平成17年 9月	伊勢原北支店を伊勢原支店に統合
	伊勢原支店新築移設
	経営情報センター移設（伊勢原支店2階に併設）
平成18年 3月	本店営業部大磯駅出張所新設
4月	全店ＡＴＭ日曜・祝日稼働実施
	当金庫ＡＴＭ入出金手数料365日無料化
平成19年 4月	二宮支店二宮駅出張所新設
8月	本店営業部大磯駅前出張所閉店
9月	全店窓口4時まで営業の開始
平成20年 7月	国府支店月京出張所店舗拡張、ＡＴＭ増設
平成22年 1月	株式会社中南ビジネスサービス解散
3月	下中支店しまむらストアーたちばな店出張所新設
6月	営業エリアに相模原市、愛甲郡愛川町・清川村を追加
11月	二宮支店二宮町役場出張所新設
	林支店新設
平成23年 4月	茅ヶ崎支店新築移設
12月	認知症サポーター養成講座の受講
平成24年 11月	創立80周年記念住宅ローン・個人ローンの特別金利キャンペーン実施
平成25年 10月	ＡＴＭを利用した相互通帳記帳サービス開始
平成26年 1月	神奈川県と「地域見守り活動に関する協定書」締結
平成27年 1月	平塚支店平塚共済病院出張所新設
11月	高森支店駐車場拡張
平成28年 4月	高森支店ＡＴＭ増設
12月	平塚支店駐車場拡張
平成29年 12月	国府支店月京出張所を国府支店に統合
	国府支店新築移設
平成30年 12月	預金3,000億円達成
令和 2年 3月	二宮支店二宮町役場出張所閉店
12月	しんきんバンキングアプリサービスの取扱開始
令和 4年 1月	平塚支店平塚共済病院出張所閉店
11月	創立90周年記念懸賞金付定期発売
	創立90周年記念個人ローンの特別金利キャンペーン実施
令和 6年 8月	四之宮支店リニューアルオープン

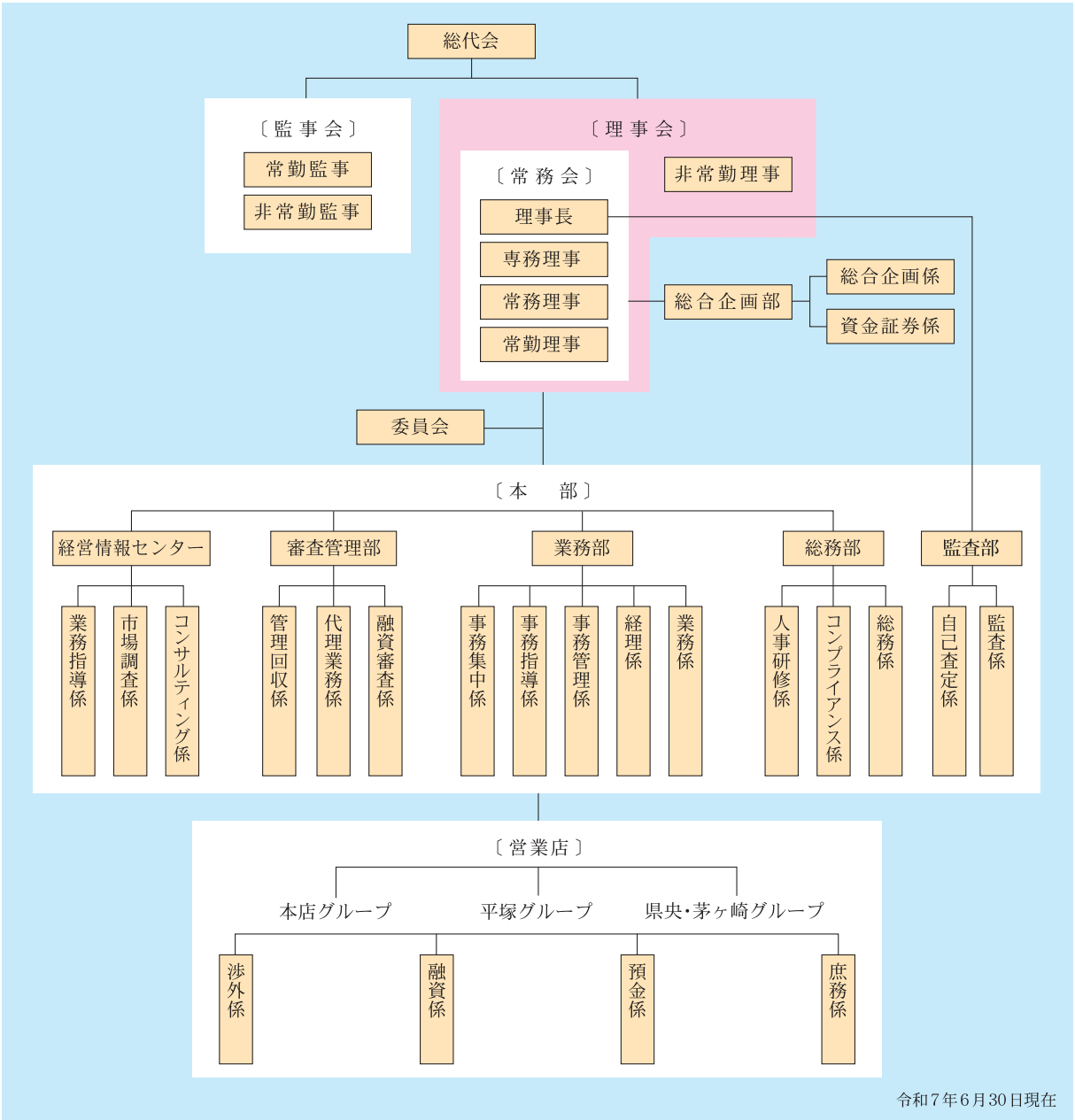
役員一覧

理事長（代表理事） 大藤 勉	常勤理事 村山三波	常勤監事 大庭和久
常務理事（代表理事） 岡﨑良介	非常勤理事 秋澤芳雄（※1）	非常勤監事 西方政雄（※2）
常勤理事 秋山和紀	非常勤理事 西村好男（※1）	非常勤監事 安藤十藏
常勤理事 岩内賢次	非常勤理事 五十嵐守（※1）	
常勤理事 小清水吉宏	非常勤理事 二見泰弘（※1）	

令和7年6月30日現在

※1　理事 秋澤芳雄、西村好男、五十嵐守、二見泰弘は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2　監事 西方政雄は、信用金庫法 32 条第 5 項に定める員外監事です。

組織図



令和7年6月30日現在

総代会制度

1．総代会制度について

信用金庫は､会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫は、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて「総代会制度」を採用しています。

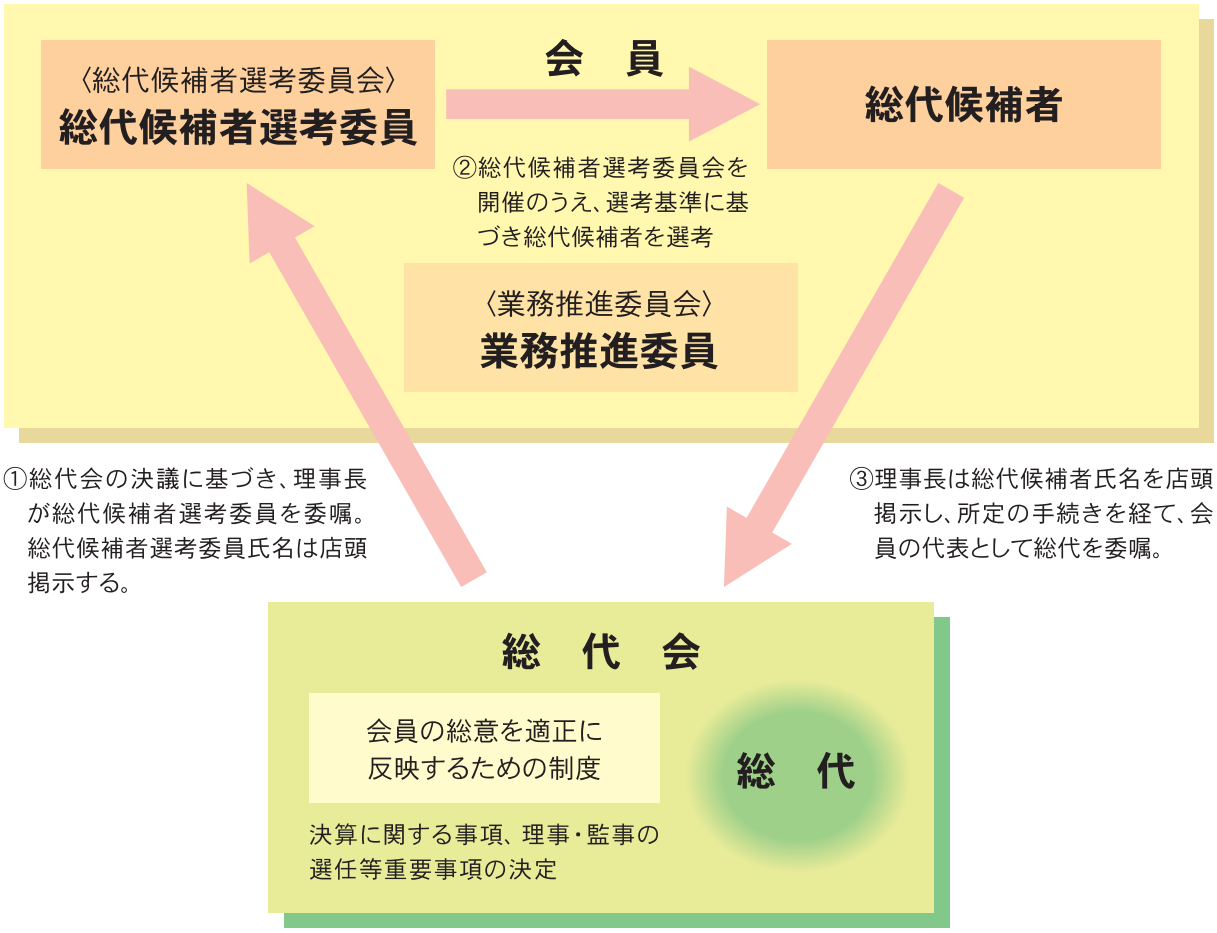
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

その主な活動としては、定期的に実施している「お客さまアンケート」、店頭に常設している「ご意見うけたまわりカード」や苦情等の内容を分析し、業務改善策を検討するとともに、年金友の会や信友会等の企画行事をはじめ、日々の訪問活動等によるコミュニケーションを通じて、広くお客さまのご要望やご意見をうかがい、経営に反映させるよう努めています。また、総代会の他に、当金庫と会員との連携を強化し事業の拡充を図るために業務推進委員会を設置し、金庫事業の拡充や業務推進活動などについて協議しています。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2．総代とその選任方法について

(1) 総代の任期･定数

①総代の任期は３年です。
②総代の定数は、60人以上90人以内とし、各選任区域の会員数に応じて按分することにより定められています。
なお、令和7年3月31日現在の総代数は79人（定数80人）、会員数は21,913人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っています。
そこで総代の選考は、当金庫定款及び総代選任規程に定めるところにより、総代候補者選考基準（注1）及び総代改選にかかる申し合わせ事項（注2）に基づき、次の３つの手続きを経て選任されます。

Ａ．総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
Ｂ．総代候補者選考委員会を開催のうえ、その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
Ｃ．上記Ｂにより選考された、その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者選考基準（注1）

①資格要件
・当金庫の会員であること

②適格要件
・総代として相応しい人格、見識を有していること
・地域における信望が厚いこと
・当金庫の経営理念及び社会的使命をよく理解し、当金庫の発展に寄与できること

総代改選にかかる申し合わせ事項（注2）

イ．５期連続在任の総代は勇退し後進の途を開くこと
ロ．勇退後１期～２期後は再び総代となるを妨げぬこと
ハ．総代選考委員は自らを総代として自選せざること　（昭和39年第16期通常総代会決議）

総代会制度

総代が選任されるまでの手続き

各選任区域の会員数に応じて、選任区域ごとに総代候補者選考委員及び総代の定数を定める。

A 総代候補者選考委員の選任

総代会の決議により、選任区域ごとに会員のうちから総代候補者選考委員を委嘱

総代候補者選考委員の氏名を店頭に掲示

B 総代候補者の選考

総代候補者選考委員が総代候補者を選考 → 理事長に報告

総代候補者氏名を1週間以上店頭掲示 → 左記掲示について当金庫ホームページに電子公告

異議申出期間（公告後2週間以内）

C 総代の選任

会員から異議がない場合又は当該選任区域の会員数の1/3未満の会員から異議の申出があった総代候補者

当該選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議の申出があった総代候補者

当該総代候補者数が選任区域の総代定数の1/2以上

当該総代候補者数が選任区域の総代定数の1/2未満

ⓐⓑいずれか選択

ⓐ 他の総代候補者を選考

ⓑ 欠員（選考を行わない）

（上記B以下の手続きを経て）

理事長が総代に委嘱 → 総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

3．第77期通常総代会の決議事項

第77期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

(1) 報告事項

第77期（令和6年度）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

第１号議案　剰余金処分案承認の件
第２号議案　任期満了に伴う理事選任の件
第３号議案　定款第15条の規定に基づく法定脱退の件

4．総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数

選任区域		人数	氏名				
１区	本店 高麗支店 国府支店	19人	山本 正俊⑤	川崎 弘一⑤	齋藤 昌成⑤	芦川 博昭④	藤田 和雄③
			石山 智司③	須崎 昭夫③	髙橋 英俊②	阿部川 智②	齋間 紀博②
			福地　潤②	柴山 順一①	添田　直①	川﨑　進①	工藤　弘⑤
			小島 重藏④	添田　勝②	蒔田　一②	髙島　淳②	
２区	二宮支店 中里支店	9人	丸山 昌俊⑤	杉崎 孝和⑤	原　浩④	玉城 和男④	里山　樹④
			山本 秀樹②	清水 卓二②	今井 恵子①	関山 敏文①	
３区	下中支店 中井支店	8人	小森 正光⑤	吉田 守秋②	廣澤 光洋②	岸　一夫①	植木 清八⑤
			半田 龍夫③	原田 俊雄①	相原　功①		
４区	旭支店 さかま支店 中原支店 四之宮支店 平塚支店 茅ヶ崎支店	30人	根岸 勝治⑤	長島　宏⑤	大野 政明④	田中　均③	寺嶋 典将③
			若森 康伸②	髙橋 壯一②	田城 裕司②	坂本 直樹②	其田 彰二②
			大西　茂①	山口 紀幸①	小池 康一①	島村 雅之①	出縄 真人①
			鈴木 重俊③	天野　透③	梅原 純一③	三上　憲②	鈴木 康夫①
			大樂 浩幸①	大森 春樹⑤	升水 太一⑤	青木 伸一①	大島 政晴①
			森　孝裕⑤	三橋 雅道③	関谷 勝美③	小川 博史①	長谷川 裕①
５区	伊勢原支店 高森支店 厚木南支店 林支店	13人	振原 隆行⑤	瀬尾 継徳⑤	瀬尾　茂⑤	佐伯 妙有④	長倉 博保②
			小平 文征①	田中 義章①	佐藤 忠夫⑤	松尾 和男④	西山 宏洋④
			小宮 輝壽③	青木 誠司②	大塚 祐二①		

（令和7年7月1日現在・79人、順不同・敬称略）

総代の属性別構成比

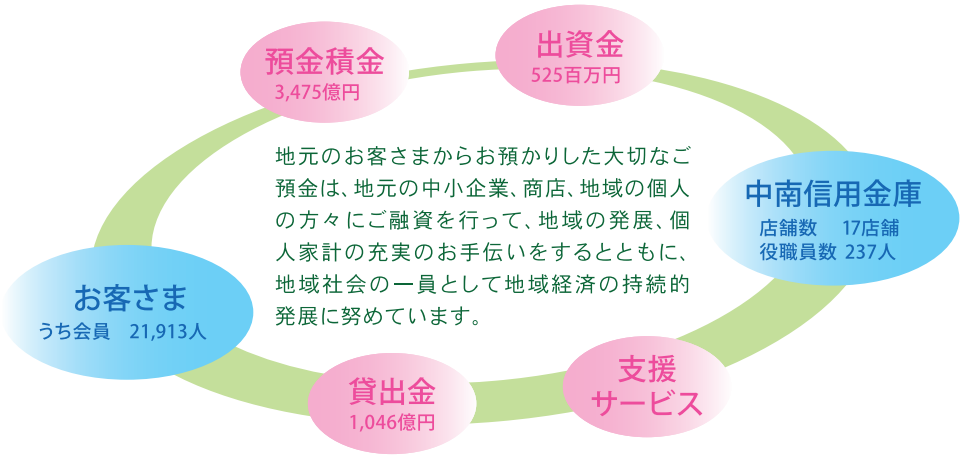
※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

職業別	法人・法人代表者７５.９０％、個人事業主１９.００％、個人5.１０％
年代別	７０代以上４４.３０％、６０代２７.８５％、５０代２５.３２％、４０代2.５３％
業種別	製造業5.３４％、建設業２６.６７％、卸売業2.６７％、小売業２１.３３％、不動産業１３.３３％、飲食業2.６７％、その他サービス業１６.００％、運輸業4.００％、印刷業1.３３％、医療、福祉業5.３３％、教育、学習支援業1.３３％

地域に信頼され期待される金庫を目指します。

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、本店を置く大磯町をはじめとした8町・10市・1村を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。経営理念とする『地域共創』の実現に向け、これからも地元の金融機関として、健全経営に努め、リスク管理態勢の充実及びコンプライアンス（法令等遵守）態勢の徹底を図ることで、地域の皆さまからの信頼を一段と高めるとともに、常に地域やお客さまの視点に立って経営を見つめ、心のこもった金融サービスを通じ、地域の繁栄と創造に貢献できるよう努めてまいります。

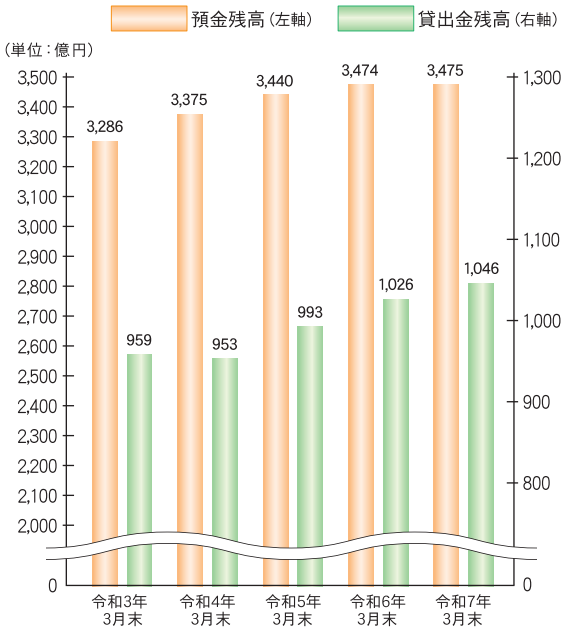


預金積金に関する事項（地域からの資金調達の状況）

地域のお客さまからお預かりした大切なご預金は、皆さまから信頼をいただいている証です。お客さまの大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけるよう各種預金を取り揃えています。なかでも、「定期積金・あすなろ100」や「定額複利預金」・「金利優遇年金定期預金・おもと（万年青）」などは多くのお客さまから好評を博しています。

貸出金に関する事項（地域への資金供給の状況）

当金庫は、地元の中小企業、商店並びに一般のご家庭での資金ニーズにお応えすることを第一の目的として、地元の中小企業、商店、地域の個人の方々にご融資しています。お客さまのご預金はご融資というかたちで地域の発展、個人家計の充実に大変役立っています。なお、主な資金使途の状況といたしましては、地元中小企業や事業先には設備資金に251億円、運転資金に330億円、個人のお客さまには住宅関連資金336億円、消費資金55億円をご融資しています。



貸出以外の運用に関する事項

お客さまからお預かりした大切なご預金は、ご融資による運用のほかに、余裕資金の一部を国債等の有価証券や信金中央金庫定期預金等の預け金による運用を行っています。余裕資金の運用につきましては、安全性、流動性及び収益性を考慮し、市場関連リスクを適切に管理することに努め、バランスのとれた運用を行っています。また、同時にお客さまのご預金のお支払いに支障をきたすことのないよう、支払準備資金の充実にも努めています。

経営環境と業績

経営環境

令和６年度のわが国経済を顧みますと、令和６年に発生した能登半島地震の影響が色濃く残る中、台風や記録的な豪雨などの自然災害や、認証不正問題に伴う一部自動車メーカーの工場稼働停止などにより、一時停滞感を強めたものの回復基調を維持し、日経平均株価は史上最高値を更新、公示地価上昇率や賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られた１年でした。

こうした中、日本銀行は２％の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断、令和６年３月のマイナス金利政策撤廃に続き、７月及び令和７年１月の２度、政策金利の引き上げを実施しました。今後についても「金利のある世界」に向け、経済・物価・金融情勢に応じて政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していく方針を示しており、その判断にあたっては賃金と物価の好循環の強まりを重視するとしています。

令和６年度の実績

当金庫は地域にしっかりと根をはった金融機関として、役職員一丸となり、社会的使命の達成に取り組むとともに、リスク管理の徹底、資産の健全化及び経営効率の向上に努めてまいりました。その結果、預金につきましては期末残高において3,475億86百万円と、前年度より１億55百万円増加いたしました。貸出金につきましては、エリアグループ長を中心とする市場特性に応じた戦略策定と事業運営を展開し、地域における信頼性の確保と競争力強化に努め、期末残高は1,046億98百万円と、20億23百万円増加いたしました。

収益面につきましては、地元企業と地域の皆さまとの取引拡充強化に努めるとともに、事務の効率化や資金運用内容の見直しなどを図った結果、当期純利益は６億51百万円と、前年度より55百万円増益となりました。出資配当率につきましては、２％といたしました。また、経営の健全性を示す指標として重要な自己資本比率（国内基準）は、令和６年度末で12.80％となり、「早期是正措置」における健全性を判断する際の基準である４％を大幅に上回っています。

サービス面につきましては、８月５日に四之宮支店をリニューアルオープン、記念イベントには多くのお客さまにご来店いただきました。新店舗は木造平屋建て、木目を基調としたぬくもり感のあるインテリアデザインを取り入れ、機器の小型化や今後のペーパーレス化を見越し、店舗規模を最適化することで環境にも配慮した設計としました。また、能登半島の復興支援の一環として、全国の信用金庫で「能登半島応援定期積金」を募集し、当金庫でも２月３日から３月18日まで取り扱い、総額20億1,184万円のご契約をいただきました。信金中央金庫は３月21日、信用金庫での募集総額に応じた寄附額５億7,800万円に、信金中央金庫からの直接寄附6,000万円を加えた６億3,800万円を、震源地に近く甚大な被害を受けた石川県の６市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に寄附しました。趣旨にご賛同いただき、ご協力いただいた皆さまの温かい支援のお気持ちに対して、あらためて深く感謝申し上げます。

今後の展望・課題

今後を展望しますと、地域金融機関を取り巻く環境は、長きにわたり続いた緩和的な金融環境の変化や人口減少、少子高齢化などの構造的要因も相まって、先行きの不透明感を増していくとみられます。そうした中で、私どもをはじめ各金融機関は、事業性融資や経営課題解決の支援等による金融仲介機能の発揮とともに、先々を見据えた経営戦略を策定・実行し、収益基盤の強化を通じて持続可能なビジネスモデルを構築することが求められています。

このような環境下、当金庫は、経営理念とする『地域共創』の実現に向け、これからも地元の金融機関として、健全経営に努め、リスク特性を踏まえたリスク管理態勢の充実及びコンプライアンス（法令等遵守）態勢の徹底、お取引先企業さまへの一層の支援強化を図ることで、地域の皆さまからの信頼を一段と高めるとともに、常に地域やお客さまの視点に立って経営を見つめ、心のこもった金融サービスを通じ、地域の繁栄と創造に貢献できるよう努めてまいりますので、今後とも一層のお引立てとご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

トピックス

４月２日　キャッシュレス決済サービス「ＰａｙＰａｙ」との口座連携を開始しました。
５月17日　厚生労働大臣より「ユースエール認定企業」として再認定を受けました。
８月５日　四之宮支店をリニューアルオープンしました。
９月１日　中小企業の経営サポートを行っている一般社団法人神奈川中小企業診断士会と業務提携しました。
知的財産の総合支援機関であるＩＮＰＩＴ神奈川県知財総合支援窓口と業務提携しました。
10月１日　ＬＥＤ照明や省エネ機器を活用したＣＯ2排出量削減、脱炭素への取組みの支援を行っている株式会社ＮＥＸＹＺ.と業務提携しました。
10月28日　神奈川県が発行する「グリーンボンド」へ投資しました。
２月３日～３月18日
能登半島地震の復興支援の一環として、「能登半島応援積金」（募集総額の0.25％にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から被災地へ寄附）を取り扱いました。

地域密着型金融の取組みについて

基本方針

地域･顧客ニーズや社会環境変化を的確に見極め、顧客価値創造力の強化を図り、商品･サービスの提供に努めます。

1.取引先企業の支援及び事業再構築に積極的に取組み、貸出資産の良質化を図るとともに、各種経営再建手法や外部機関活用等の再生支援ノウハウを高めることで職員の目利き力向上を図ります。
2.地域中小企業の資金需要に対し、早期対応を図り、担保･保証に過度に依存しない融資手法により取引先中小企業への資金供給力を高めます。
3.お客さまの意見を経営に反映するべく実施している「お客さまアンケート」等の調査結果を踏まえた金融サービス･商品開発により、利用者の満足度向上に努めます。

●創業・新事業支援

経営情報センターでは、業界･市場動向等の情報提供及び事業計画に関する相談･助言を行っています。また、必要に応じて外部機関と連携し、対応しています。

＜創業支援融資の取組み＞

	令和６年度	
	実行件数	実行金額
創業支援融資	38件	267,680千円

＜外部機関との連携＞

・㈱日本政策金融公庫　・(公財)神奈川産業振興センター(KIP)　・神奈川県よろず支援拠点　・神奈川県中小企業団体中央会
・神奈川県信用保証協会　・関東財務局　・関東経済産業局　・大磯町商工会　・二宮町商工会　・足柄上商工会　・㈱横浜銀行
・神奈川県　・大磯町　・二宮町　・小田原市　・平塚市　・伊勢原市　・厚木市　・中井町

●経営改善支援

経営情報センターが、取引先の経営改善・事業再生支援業務の統括部署として、営業店とともに訪問・ヒアリング・各種分析等を行い、企業実態を把握、事業価値を見極めたうえで、支援先の経営改善計画書の策定支援・計画の進捗状況確認及び管理・支援先に対するアドバイス等を実施しています。

＜経営改善の取組み実績＞

【令和6年4月～令和7年3月】

（単位:先数）

		期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ	経営改善支援取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
正常先	①	2,106	2		2	0	0.1%		0.0%
要注意先	うちその他要注意先 ②	334	16	2	13	16	4.8%	12.5%	100.0%
	うち要管理先 ③	0	0	0	0	0	–	–	–
破綻懸念先	④	42	2	1	1	2	4.8%	50.0%	100.0%
実質破綻先	⑤	17	0	0	0	0	0.0%	–	–
破綻先	⑥	1	0	0	0	0	0.0%	–	–
小計(②～⑥の計)		394	18	3	14	18	4.6%	16.7%	100.0%
合　計		2,500	20	3	16	18	0.8%	15.0%	90.0%

(注)
・期初債務者数及び債務者区分は令和６年４月当初時点で整理しています。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めていません。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めていません。
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めています。
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しています。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めていません。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
・「αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業活性化協議会、ＲＣＣ、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含めています。

●コンサルティング機能強化による地域企業のサポート

中小企業診断士の資格を有する職員を、企業診断及び経営相談を行う経営情報センターに3人、支店長を含む営業店に3人、他本部に4人を配置（令和7年3月末現在）し、経営相談機能の強化に努めています。

＜令和6年度実績＞　企業診断4社、簡易財務診断74社、ライフプラン作成サービス33件

●Ｍ＆Ａ仲介サービス

当金庫は、外部機関と連携し、M&A実現に向けたアドバイス･支援等を実施しています。

＜外部機関との連携＞　・信金キャピタル㈱　・㈱日本 M&A センター　・㈱トランビ

●経営情報センター

庫内中小企業診断士が地域の中小企業や商店の事業者のみなさまに有効な経営情報の提供や経営相談等を通じたコンサルティング業務の充実に努めています。平成10年に設置して以来、令和6年度までに275件の地元中小企業や商店の企業診断を実施し、経営体質強化のお手伝いをしています。また地域のすべてのお客さまのために、顧問弁護士や顧問税理士による無料法律･税務相談を毎月定例で実施、相続･遺言相談は随時個別開催しています。

経営相談　法律・税務相談　相続・遺言相談　経営情報提供　財務分析サービス

金融円滑化への取組みについて

地域金融円滑化のための基本方針

中南信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下などによる、必要な態勢整備を図っています。

○地域への金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的として、「金融円滑化管理方針」及び「金融円滑化管理規程」を平成22年2月1日に制定しました。
○金融円滑化に係るお客さまからの相談に真摯に対応するため、各営業店に相談窓口を設置するとともにお客さまの対応責任者を選任しています。
○中小企業診断士が在籍する経営情報センターを中心として、お客さまの経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに対してきめ細やかな支援を行っています。
○経営情報センターを中心として、創業実現のお手伝いをする創業支援、各種分析手法を用いて改善案等を提案する企業診断、お客さまのビジネスニーズを信用金庫のネットワークを駆使し情報を提供するビジネスマッチングサービスなど、お客さまの付加価値向上に資する多面的な機能・サービスを提供しています。
○お客さまのニーズに応えるため、経営情報センターにて、特定期間を設け、経営相談会を実施しています。

応援します！

経営とくらしのサポーター

ちゅうなん 経営情報センター



経営情報センターは、企業経営や暮らしのなかで起こる、さまざまなご相談にお応えするために生まれた地域の皆さまの相談窓口です。ご相談はすべて無料で承っております。

中小企業診断士等が経営革新・経営改善に向けたお手伝いをいたします！

企業診断 … 貴社のご要望に応じた調査・分析・検証等を行い、企業経営をサポートし、改善策をご提案します。

例えば…

- 生 産 管 理……生産体制の合理化・効率化等に向けた診断を実施し、改善策をご提案します。
- 品 質 管 理……品質管理体制や標準化等に向けた取組みを評価し、改善策をご提案します。
- 労 務 管 理……賃金体系や社員モラールなど人事労務に関する分析、改善策をご提案します。
- 店舗・施設管理……設備投資計画等の採算性や店舗レイアウトの考察を行い、改善策をご提案します。
- 市 場 分 析……統計資料からの分析や貴社のお客さまに対するアンケート等を代行します。

簡易財務診断 … 財務諸表からキャッシュ・フロー分析や比率分析を実施し、貴社の現状や問題点等をご報告します。

企業のライフサイクルにあわせたご相談に応じます！

創業・新事業のご相談　事業戦略のご相談

知的財産に関するご相談　M&Aのご相談

例えば…

- 開業計画策定について…
- 現状の問題点や課題について…
- 特許や商標、知的財産について…
- 事業承継や規模の拡大について…etc.

※株式会社日本政策金融公庫や公益財団法人神奈川産業振興センター、INPIT 神奈川知財総合支援窓口等さまざまな機関と連携して貴社をサポートする体制を整えています。

中南信用金庫　経営情報センター

〒259-1132　伊勢原市桜台1丁目16番12号　TEL 0463-93-2120　FAX 0463-93-2361
【営業時間】　平日　午前9:00～午後3:00　https://www.shinkin.co.jp/chunan/



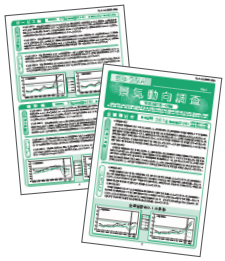
● ほかにも いろいろ ●

ちゅうなん経営情報センターの相談・情報提供サービス

地域の生の景況感をお伝えします!

ちゅうなん景気動向調査

地元の企業の皆さまにご協力いただき、地域の“生の景況感”を報告書として取りまとめ年4回発信します。



お客さまのライフプランを作成します!

ライフプラン作成サービス

お客さまの生活設計に合わせた収支計画を作成します。また、将来の生活設計実現にむけた、ライフプラン提案書もあわせて作成します。





外部の専門家が直接ご相談に応じます!

顧問弁護士による無料法律相談

毎月第2木曜日10:00～12:00〈要予約〉
相談事例:債権の回収について、相続について…など

顧問税理士による無料税務相談

毎月第2・第4水曜日10:00～12:00〈要予約〉
相談事例:相続・贈与について、確定申告について…など

当金庫提携先 株式会社朝日信託による無料相続相談

随時個別相談〈要予約〉
相談事例:遺言信託について、相続の注意点について…など

※無料法律・税務・相続相談をご希望のお客さまは事前にご予約が必要です。

※くわしくは経営情報センターまたは最寄りの営業店までお問い合わせください。

お気軽にご利用いただける ちゅうなん経営情報センターの各施設

ロビーで、ご自由に情報検索が可能です!

パソコン検索コーナー

3台のパソコンをロビーに常設しています。

お気軽にお立ち寄りください!

図書コーナー

各種図書、雑誌のほか新聞4紙などを取り揃えています。

主な業務連携・提携等のネットワーク

○経営相談　（公財）神奈川産業振興センター
　神奈川県よろず支援拠点
　（一社）神奈川県中小企業診断協会
　しんきん地域創生ネットワーク（株）
○再生支援　神奈川県中小企業活性化協議会
○事業承継　神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター
○M＆A　信金キャピタル（株）　他
○特許・商標　INPIT 神奈川知財総合支援窓口
○創業支援　（株）日本政策金融公庫、
　平塚市、伊勢原市、厚木市等

お気軽にご相談・ご活用ください。



社会的責任と貢献活動（地域とのふれあい）

当金庫は、金融機能の提供にとどまらず、地域社会の活性化に貢献できるよう努めています。

6月3日～9月30日
茅ヶ崎支店にて「アロハビズ」を実施しました。



6月5日
「第11回ビジネスマッチングwithかながわ8信金」を合同開催しました。



6月14日
「信用金庫の日」にあわせ、献血・募金活動を実施しました。



6月19日～21日
「年金友の会」日帰り旅行会を実施し、「鋸山日本寺（千葉県）」などを巡りました。



8月9日
「本店納涼子どもマンガ大会」を開催しました。



10月3日
神奈川県の食品の販路拡大等を目的とした展示・商談会「2024 OUR KANAGAWA 私たちの神奈川」を共催しました。



10月27日
小学生を対象とした職業体験イベント「ぷちおおいそ2024」に金融機関ブースとして参加しました。



11月3日
「第30回たちばなファミリーフェスティバル」に参加しました。



1月19日
「第71回大磯一周駅伝大会」に参加しました。



3月4日～7日
「年金友の会」旅行会を実施し、「伊勢神宮（三重県）」などを巡りました。



SDGsへの取組み



当金庫は、国連サミットで採択された「SDGｓ（持続可能な開発目標）」の理念への賛同を地域社会に向けて表明するために令和元年12月24日、「中南信用金庫『SDGｓ宣言』」を策定、公表しました。「地域共創」の経営理念のもと、地域金融機関として心のこもった金融サービスを通じ、地域の繁栄と創造に貢献し持続可能な社会の実現に向け取り組んでまいります。

1．金融仲介機能の発揮



●金融仲介機能の強化
●事業者との連携

〇経営情報センター（創業・経営・事業承継支援、M&A、人材採用支援、外部機関との連携、補助金や認定取得支援など）　〇インターネットバンキング、でんさいネット、しんきんバンキングアプリサービス、スマホ・キャッシュレス決済サービス会社との口座連携　〇ことら送金の取扱い　〇地方税QRコード活用
〇創業アシストローン、創業支援融資　〇地公体・商工会議所・商工会との連携（商工業者等の支援に向けた連携と協力に関する協定、創業支援等事業計画（各市町）など）
〇ビジネスマッチング（8信金）の開催、OUR KANAGAWA 私たちの神奈川（食品展示会）の共催、しずおか・かながわ広域商談会の協力、しんきんコネクトの活用

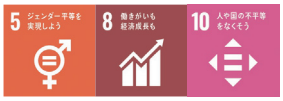
2．持続性ある地域の確立



●地域の活性化
●安心・安全な地域づくり

〇地域行事への参加　〇子どもの職業体験、学生インターンシップ受入　〇「東海道御宿場印めぐり」への協力
〇地域見守り活動に関する協定書、地域安全に関する協定、こどもSOS
〇「大磯らしい潤いづくり協議会」への参画　〇「包括連携に関する協定」の締結（大磯町）
〇移住・定住の促進、空き家問題への取組み　〇献血、募金活動（信用金庫の日）
〇能登半島応援積金による災害地支援　〇店舗、設備等のバリアフリー化　〇法律・税務・相続の無料相談
〇特殊詐欺未然防止活動　〇マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る厳格な対応
〇個人ローン商品（福祉プラン、教育ローン）　〇リバースモーゲージローン

3．職場環境の整備



●人材育成
●働きやすい職場環境

〇資格取得奨励　〇研修システム（eラーニングシステムの実施）、メンター制度　〇理事長による若手職員との勉強会　〇土曜日講座（融資スクール等）の実施　〇女性職員の渉外係、融資係への配置
〇女性職員の制服廃止　〇産前・産後休業、育児休業（男性含む）、短時間勤務制度
〇昼休業の導入（一部店舗）、ノー残業デー、長期リフレッシュ休暇、バースデー休暇
〇職員アンケートの実施　〇夏季の渉外活動の見直し（気候変動への対策）
〇セクハラ・パワハラ等相談窓口、育児・介護休業等相談窓口の設置　〇継続的な障がい者雇用の促進
〇ユースエール認定（企業）

4．地球温暖化への対応



●地球温暖化対策

〇電力需要対策、通年ノーネクタイの実施、ソーラーパネルの設置、LED照明の導入
〇渉外活動における電動アシスト自転車の導入　〇エコ関連粗品、再生紙を利用した現金封筒、紙製証書ケースへの変更　〇ペーパーレス化の推進（窓口支援システムの導入、稟議・報告書類の電子化、デジタルサイネージ（電子看板）導入、ディスクロージャー誌の電子化）　〇脱炭素化に向けた各種融資商品（エコカーローン、エコリフォームローン、ESG設備応援ローン、地域脱炭素応援融資）
〇脱炭素サポート企業との業務提携　〇グリーンボンドへの投資　〇地震防災訓練（災害用備蓄品の配備）

ＳＤＧｓとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2016年から2030年までの国際目標のことです。地球上の「誰一人として取り残さない」ことを基本理念とし、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

内部統制基本方針について

内部統制基本方針

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定めています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1） 法令遵守を実現するための具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、コンプライアンスの統括管理を行う部署として総務部コンプライアンス係（以下、「統括部門」という）を設置する。
（2） 不正行為等の早期発見と是正を行うために、「不祥事件の報告及び取扱いに関する規程」を策定し、統括部門に不祥事件の報告・相談窓口を設ける。統括部門は庫内法務問題を一元管理し、事業活動における法令・企業倫理・庫内規則等の遵守を確保する。
（3） 職員の法令及び定款違反行為については、業務執行部門から独立した監査部が、統括部門とも連携を取りつつ、その内容を調査し、結果を代表理事及び理事会に報告する。
（4） 統括部門は、コンプライアンス・マニュアルを全役職員が常時閲覧できるよう保存・管理するほか、毎年コンプライアンス・プログラムを策定する。その徹底を期すため本部各部署及び各営業店にコンプライアンス担当者を置く。
（5） 本部各部署及び各営業店は半期に1回以上コンプライアンス勉強会を実施する。コンプライアンス担当者は定期的にチェックリストによりコンプライアンス遵守状況を確認する。常勤役員については、理事長がこれを行う。
（6） 営業店の業績表彰に当たり、コンプライアンスに大きな問題があると認められた営業店は、表彰対象から外す扱いとする。
（7） 統括部門にコンプライアンスに関する報告や相談を電話、電子メール等で気軽に行える内部通報の仕組を設ける。
（8） コンプライアンス上、重大な違反をした職員に対する処分は、賞罰委員会の答申を受け、常務会において協議したうえで、理事長が決定する。なお、その処分については、関係法規及び就業規則に基づき決定する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1） 理事の職務の執行状況に関する情報については、「文書取扱要領」に基づき、各種会議の議事録及び稟議書等を作成する。これらの文書については、理事及び監事が常時閲覧できるよう保存・管理する。
（2） 当金庫の役職員は、「文書取扱要領」及び「電子情報管理要領」等の規程に基づき、必要な情報を適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1） 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理に関する基本方針」を策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
（2） 当金庫のリスク全般に係る統括部署（以下、「リスク統括部署」という）及びリスクカテゴリー毎の主管部署並びに担当部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。また、ALM委員会規程に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関する部門を「ALM委員会」とする。
（3） リスク統括部署は、当金庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常務会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常務会及び理事会に速やかに報告する。
（4） 監査部は、リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1） 理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常務会を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程（及び同付議基準）」及び「常務会規程（及び同付議基準）」に定める。
（2） 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
（3） 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常務会、各種委員会及び担当理事等の判断に委ねる。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

（1） 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、監査部の職員を、監事を補助すべき職員として指名することができる。
（2） 監事を補助すべき職員の配置に当っては、キャリア等を十分に考慮した配置とする。

6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

（1） 補助職員の確保、その人事権及び懲戒処分に関する事項
①理事会は、監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その職務を補助すべき監査部の職員を配置する。
②理事は、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分の決定については、予め監事に同意を求める。

（2） 補助職員の指揮命令権に関する事項
監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けない。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

（1） 理事及び職員（以下、「理事等」という）は、理事会その他監事の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。
（2） 理事等は、当金庫若しくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当金庫に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監事に報告を行う。
（3） 監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事等に対して説明を求めることができる。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1） 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、監査部、統括部門、子会社の取締役等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
（2） 代表理事は、監事と定期的に意見交換を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
（3） 監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

9. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1） 監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けない旨の方針や規程等の整備
①不祥事件の報告・相談窓口等を利用して、監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止し、これを不祥事件の報告及び取扱いに関する規程に定めたうえで当該規程の内容を役職員に周知する。
②上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
（2） 監事への報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制の整備
「不祥事件の報告及び取扱いに関する規程」において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
（3） 監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けた場合における金庫としての対応
上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、「不祥事件の報告及び取扱いに関する規程」や「就業規則」等に則り厳格に処分する。

10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（1） 監査費用の前払いや償還に関する方針や規程の整備
①監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
②不祥事発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
（2） 監査費用の予算の計上
①経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要する。
②監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

11. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

（1） 子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の理事が兼務する。
（2） 子会社社長は、重要な業務の執行状況を定期的に代表理事・担当理事及び監事に報告する。
（3） 監査部が子会社の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査した結果を代表理事、常務会に報告するとともに概要を定期的に理事会に報告する。

リスク管理の態勢について

リスク管理の態勢

金融の自由化、国際化、証券化の進展に伴い、金融機関を取り巻く各種リスクがますます増大しています。こうした状況下、今後とも継続して地域に貢献していくためには従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。当金庫では、リスク管理の強化を重要課題として位置づけ、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク他）について対象リスクごとに主管部署を定め、リスク管理項目ごとに担当部署を明確にすることにより、金融環境の変化に柔軟に対応できる体制の構築を日々進めています。また、金融庁検査・日銀考査も定期的に行われています。

信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人への貸出が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。信用リスクについては厳正な審査基準に基づき融資を行っているほか特定の業種やお客さまに偏ることのないよう、バランスを取り、分散をはかることに留意しています。

市場関連リスク管理

市場リスクとは、金利、価格、為替等の変動により、保有資産の価値が変動し損失を受けるリスクであり、それに付随する信用リスク等の関連リスクを含めたリスクを市場関連リスクといいます。当金庫では、常務会に直結する機関としてALM委員会を設け運用・調達方針を策定し管理しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクおよび市場流動性リスクにより、損失を受けるリスクのことです。流動性リスクについては、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しています。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、内部手続き、人、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことで、リスク要因は広範に存在します。当金庫では、お客さまに安心してお取引していただくために、事務リスク、システムリスクについては、特に重要度の高いリスクであると認識しています。

○事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正による損失を受けるリスクのことです。事務リスクに対して当金庫は監査機能の充実・強化に努めており、監査部が各営業店に対し、定期的に立入り監査を実施して事務処理や事務管理状況をチェックするとともに事故防止のための適切な指導を行っています。

○システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害又は誤作動、システムの不備、不正使用等により損失を受けるリスクのことです。当金庫では、金融機関のコンピュータシステムの安全対策は、信用秩序の維持のために欠くことができないことを十分認識し、情報資産の保護を図るための管理体制を日々構築しています。

お客さまに「安心」「安全」にお取引いただくために

コンプライアンスの態勢

自由、公正かつ国際的な金融システムへの変革に向け、ルール遵守の重要性が高まる中、経営環境の変化に対応した金融機関の経営倫理及びその管理体制の確立が求められており、高い倫理感と遵法精神を組織に浸透させる必要があります。当金庫では本部にコンプライアンスの統括部署を設置し、本部各部及び営業店に対する法令等遵守の徹底を図っています。全職員を対象にした冊子「事例に学ぶ信用金庫職員のコンプライアンス」の配付や役員はじめ上級職員に対する通信教育、集合研修及びコンプライアンス・オフィサー検定の実施等により、地域社会から信頼される金融機関であるために、法令等を遵守した日々の着実な業務運営に努めています。また、当金庫は顧客保護に関する基本的な方針として「顧客保護等管理方針」を策定し、お客さまの正当な利益の保護及び利便性の向上に努めています。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店又は総務部（電話:0463−61−2615※担当部署にお繋ぎいたします）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03−3517−5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話:03−5524−5671)にお申し出があれば、東京弁護士会（電話:03−3581−0031）、第一東京弁護士会（電話:03−3595−8588)、第二東京弁護士会（電話:03−3581−2249）（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等や神奈川県弁護士会（電話:045−211−7716）の紛争解決センターにお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

なお、前記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京三弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫総務部」にお尋ねください。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
   （1）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
      イ　当金庫が契約（預金契約等の普通取引約款による定型的取引や定型的なローン取引を除く。以下この条において同じ）等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
      ロ　当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立又は競合する相手と行う取引
      ハ　当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
   （2）イからハのほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
   （1）対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
   （2）対象取引又はお客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
   （3）対象取引又はお客さまとの取引を中止する方法
   （4）対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
   また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性を定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせ下さい。

貸出運営についての考え方

地域金融機関としての使命

当金庫は、地域の中小企業、商店ならびに一般のご家庭での資金ニーズにお応えすることを第一の目的として、地元の中小企業、商店、地域の個人の方々にご融資しています。お客さまのご預金はご融資というかたちで地域の発展、個人家計の充実に大変役立っています。

中小企業の健全な発展を支援する融資体制

企業をとりまく環境がドラスチックに変化する中、将来を見据えた経営戦略がなければ、どんな資金もその力を十分に発揮することはできません。当金庫では将来にわたって生きる資金ニーズに応えることこそ、真の顧客サービスであり、経営支援であると考え、一歩踏み込んだ融資体制でお応えすることを目指しています。また、さまざまな情報提供等を通して継続的な経営支援を行っています。個人向け融資においてはハウスローン、カーライフプラン、教育ローン等の商品により、多様な資金ニーズにお応えしています。

中小企業の発展をサポートする法人担当渉外

景気低迷によって、地域経済を支える中小企業にも大きな変革が求められています。当金庫では中小企業のさまざまなニーズにきめ細かくお応えするため、法人担当渉外を配置しています。企業の財務全般にわたる高度な知識を身につけた担当者が、融資のご相談等に万全の体制でお応えできるよう人材育成に努めています。

預金ガイド

あずけてべんり

●普通預金

おサイフがわりにカンタンに出し入れができる預金です。暮らしの合理化と家計管理にきっとお役に立ちます。キャッシュカードの利用もできます。給与･年金等の自動受取りや公共料金等の自動支払いなどのサービスが利用できます。

●無利息型普通預金

預金保険制度により全額保護される預金です。現在ご利用中の普通預金をそのまま変更でき、個人の方は総合口座もご利用いただけます。お利息はつきません。

●総合口座

「定期預金」「定期積金」「普通預金」を1冊の通帳にパックした口座です。この一つの通帳で、預ける･支払う･受取る･ふやす･ためる･借りる･しんきんネットキャッシュサービスの7つの便利なサービス機能をご利用いただけます。定期預金･定期積金残高の90％以内、最高500万円までの自動融資が利用できます。

●当座預金

会社やご商売に欠かせない預金です。代金の決済に小切手や手形をご利用いただき現金授受の手間や危険もなく能率的です。

●納税準備預金

納税のために日頃から計画的にご準備いただく預金です。お利息が優遇され、しかもお利息には税金がかかりません。

●通知預金

短期間でもまとまったお金をムダなく有利に活かせます。1万円以上の余裕金でしたら、7日間以上お預かりいたします。お引出しの際は、2日前までにご連絡ください。

●貯蓄預金（金額階層別金利型）

普通預金感覚でいつでも払い戻すことができ、預け入れ残高が多いほど、金額段階別に金利が優遇されます。普通預金と貯蓄預金の間で振替えができるスウィングサービスがついて使いながら有利に増やすことができます。

ふやす

●定額複利預金

お預け入れ金額は1万円以上で1円単位1,000万円未満の半年複利。金利は、その時々の金融情勢、お預け入れ金額、期間を考慮した上で決定いたします。最長預入期間は5年で、6か月たったらいつでもお引出しＯＫ。しかも1万円以上の一部お引出しもできます。総合口座組入もできます。

●スーパー定期

お預け入れ金額は1,000円以上で1円単位ですので、お手持資金の運用に最適です。金利は、その時々の金融情勢、お預け入れ金額、期間を考慮した上で決定いたします。お預け入れ期間は1か月以上5年以内であれば、ご自由に設定いただけます。1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年ものは自動継続もできます。総合口座組入もできます。

●期日指定定期預金

お預け入れ金額は1,000円以上で１円単位300万円未満の１年複利。金利は、その時々の金融情勢、お預け入れ期間を考慮した上で決定いたします。最長預入期間は３年で１年たったら１か月前までに期日をご指定いただければ、いつでもお引出しOK。しかも１万円以上の一部お引出しもできます。総合口座組入もできます。

●変動金利定期預金

お預け入れ金額は、1,000円以上で１円単位です。お預け入れ期間は、１年、２年、３年の定型方式と１年超３年未満で満期日が指定できる満期日指定方式がございます。金利は、６か月毎に変更され、半年複利型（個人の方のみ）は半年毎のお利息をそのまま複利運用され、満期時にまとめてお受取りいただけます。

●金利優遇年金定期預金･おもと（万年青）

当金庫で、公的年金を受け取っておられる方を対象に１人につき100万円を限度としてスーパー定期１年物の金利に上乗せする優遇定期預金です（金利情勢により上乗せ利率の見直しを行う場合があります）。

ためる

●スーパー積金

スーパー積金は、これまでの貯める力に、ふえる力もさらにアップ。利率はその時々の金融情勢を考慮して決定。ムリなくマイペースで貯められます。

●楽楽定期積金

お預け入れ期間を６か月から60か月の１か月単位でご指定いただき、ご希望月に満期金（掛込金とお利息）をお受取りいただけます。掛金の増額月を年3回まで指定可能で、増額月ごとに掛込金額指定ができます。

●ビジネス応援積金

法人、個人事業主の方を対象に掛金２～10万円以内を限度として、スーパー積金の金利に上乗せする優遇定期積金です（金利情勢により上乗せ利率の見直しを行う場合があります）。

●財形貯蓄

お給料･ボーナスからの天引きにより、定期的にお預けいただく預金です。住宅財形･年金財形あわせて、お一人さま元金550万円まで非課税扱いも受けられます。

まとまった資金の運用に

●大口定期預金（1,000万円以上）

お預け入れ金額は1,000万円以上で１円単位ですので、1,000万円以上のまとまった資金運用に最適です。金利は、その時々の金融情勢、お預け入れ金額、期間を考慮した上で決定いたします。お預け入れ期間は１か月以上５年以内であれば、ご自由に設定いただけます。１か月、３か月、６か月、１年、２年、３年、４年、５年ものは自動継続もでききます。総合口座組入もできます。

主な商品・サービスのご案内

融資ガイド

	ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
住宅関連ローン	住宅ローン	ご本人又はご家族の居住を目的とした宅地及び建物の購入、新築資金、マンションの購入、リフォーム、他行住宅ローン借換え等	(一社)しんきん保証基金 全国保証(株) (株)クレディセゾン 2億円以内	(変動金利型)50年以内 (固定金利選択型3年・5年)50年以内 (特約期間固定金利型3年・5年・10年)50年以内 (長期固定金利型)30年以内
	中南 無担保住宅ローン	ご本人が居住し、ご本人若しくはそのご家族が所有、又はご家族が居住しご本人が所有する住宅の新築・購入資金、リフォーム資金、他行住宅ローン借換え等	2,000万円以内	(変動金利型)20年以内
目的別ローン	中南 カーライフプラン※1	ご本人又はご家族の自家用車購入、車検、修理費、運転免許取得費用、他金融機関等の自動車ローン借換え等車に関する資金	1,000万円以内	(固定金利型)15年以内
	中南エコカーローン	エコカー購入資金	1,000万円以内	(固定金利型)15年以内
	中南教育プラン※1	ご子弟の学校納付金等教育資金	1,000万円以内	(変動金利型)16年以内
	中南 ドクター教育ローン	医学部・歯学・獣医学部にかかるご子弟の学校納付金等教育資金	1,000万円以内	(変動金利型)16年以内
	ちゅうなん 教育カードローン	ご子弟の学校納付金等教育資金	50万円型～500万円型	(変動金利型)14年9か月以内※2 (1年毎自動更新)
	中南 リフォームプラン	ご本人が居住し、ご本人若しくはそのご家族が所有、又はご家族が居住しご本人が所有する住宅のリフォーム資金等	1,000万円以内	(変動金利型)15年以内
	中南 エコリフォームローン	家庭用高効率給湯機器、太陽光発電設備の購入、購入機器の設置を伴う増改築資金	1,000万円以内	(変動金利型)15年以内
	中南福祉プラン	ご家族のための介護機器購入・設置費用など介護に関する資金	500万円以内	(固定金利型)10年以内
	中南オートローン	ご本人又はご家族の自家用車購入、車検、修理費、運転免許取得費用、他金融機関等の自動車ローン借換え等車に関する資金	1,000万円以内	(固定金利型)10年以内
	ちゅうなん 職域サポートローン※1,3	ご本人又はご家族の自動車関連資金、住宅・リフォーム関連資金	1,000万円以内	(固定金利型)15年以内 (変動金利型)15年以内
お使いみち自由ローン	中南タイムリー※1	自由(事業性資金も可)	500万円以内	(固定金利型)10年以内
	グッドライフ1000		1,000万円以内 (事業性資金500万円以内)	(固定金利型)10年以内
	中南フリーローン	自由(ただし事業性資金は除く)	500万円以内	(固定金利型)10年以内
	中南シニアライフローン		100万円以内	(固定金利型)10年以内
	ちゅうなん 職域フリーローン※1,3	自由(事業性資金も可)	500万円以内	(固定金利型)10年以内
	ちゅうなんリバース モーゲージローン	自由(ただし投機資金は除く)	1億円以内	(変動金利型)終身 (1年毎自動更新)
	住宅ローン利用者 専用カードローン 「住宅ローンプラス」	自由(ただし事業性資金は除く)	200万円型、300万円型	(固定金利型)3年(自動更新)
	中南カードローン		30万円型、50万円型、100万円型	(固定金利型)3年(自動更新)
	カードローン パートナー		30万円型、50万円型、100万円型、200万円型、300万円型	(固定金利型)3年(自動更新)
	カードローン ちゅうなんきゃっする		50万円型～900万円型	(固定金利型)3年(自動更新)

※1 お申込みからご契約までインターネット上で完結する、ＷＥＢ完結型のお取扱いもございます。
※2 医学部・薬学部等の6年制大学等は16年9か月以内となります。
※3 「ちゅうなん職域サポート制度」ご利用事業先の役員及び従業員の方に限りご利用いただけます。

●事業者向け各種融資制度

■手形割引／商業手形の現金化に
■手形貸付／短期の運転資金に
■証書貸付／長期の運転資金や設備資金に
■当座貸越／定期預金、不動産担保で当座の積極的なご活用に
■一括支払システム専用当座貸越／手形支払に代えて、専用口座への振込、必要資金は当座貸越で

●事業資金の融資

■季節資金／季節的な事業資金やボーナス資金に
■長期資金／工場設備や事業用土地生産設備等の長期・多額に必要な資金に
■短期資金／商品の仕入、買掛金の支払等、一時的な事業用資金に
■特別資金／上記以外で必要な資金に
■神奈川県中小企業融資制度
■各市町中小企業融資制度
（大磯町・二宮町・中井町・平塚市・伊勢原市・茅ヶ崎市・厚木市・小田原市）

●特別融資・制度

■ワイドローン
お使いみち　自由
ご融資金額　3,000万円以内
ご融資期間　20年以内
担保必要・団体信用生命保険加入

■しんきんかながわ応援団
お使いみち　運転資金・設備資金
ご融資金額　5,000万円以内
ご融資期間　10年以内
神奈川県信用保証協会保証付

■ちゅうなんESG設備応援ローン
お使いみち　環境保全のための設備資金
ご融資金額　各融資制度により異なる
ご融資期間　各融資制度により異なる
神奈川県信用保証協会保証付

■ちゅうなん納税支援融資
お使いみち　納税資金
ご融資金額　納税金額以内
ご融資期間　１年以内

■ちゅうなん税理士当座貸越制度
お使いみち　運転資金
ご融資金額　個人…1,000万円以内
　　法人…社員税理士数×1,000万円かつ3,000万円以内
ご融資期間　１年
担保不要

■ちゅうなん職域サポート制度
本制度を導入した事業所の役員さま・従業員さま・その二親等以内のご親族さまに対し、各種ローン商品の金利優遇を行います。

■ちゅうなん融資取引先紹介制度
ご紹介によって初めて融資を受ける方やご紹介者さまに対し、各種ローン商品の金利優遇を行います。

●代理貸付業務

■一般事業資金／信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫
■倒産関連防止資金の貸付／独立行政法人中小企業基盤整備機構
■小規模企業共済契約者貸付／独立行政法人中小企業基盤整備機構
■住宅建設・購入する方に／信金中央金庫
■国の教育ローン／株式会社日本政策金融公庫

●その他斡旋業務

お取扱いのご相談を承っています。
■リースの取扱／しんきんリース株式会社

主な商品・サービスのご案内

各種商品ガイド

生命保険商品	生命保険は下記の商品を取扱っています。 〇ゆとりある老後の資産づくりのための個人年金 〇ご子弟の教育資金準備のための学資保険 〇一生涯の死亡保障が約束された終身保険 〇病気やケガの治療にかかる経済的負担を保障するための医療・がん保険
火災保険商品	火災保険は下記の商品を取扱っています。いずれも集団加入扱いによる保険料割引と充実した保障内容がおすすめのポイントです。 〇住宅ローンをご利用されるお客さま向けの「しんきんグッドすまいる」 〇事業用建物のオーナーさま、アパート経営者さま向けの「しんきんオーナーの火災ほけん」
投資信託	幅広い資産運用のご要望にお応えするため、投資信託を全店舗にて取扱っています。多彩なラインナップ（令和7年3月末現在21銘柄）から、お客さまのニーズに合った商品をお選びください。
国　債	長期利付国債と個人向け国債を取扱っています。個人向け国債の口座管理手数料はかかりません。
個人向け信託	信金中央金庫による元本保証により高い安全性を確保するとともに、信託機能の活用によりお客さまの円滑な相続・生前贈与のニーズにお応えするものです。
個人型確定拠出年金（iDeCo）	「じぶんでつくるじぶんのための年金」です。長期に積み立て、運用することで、無理なく老後資金の準備ができます。

各種サービスガイド

自動支払い	公共料金、授業料、税金、各種クレジット利用代金などを預金口座から自動支払いのお取扱いをします。支払いに行く手間がはぶけ、大変便利です。
給与振込	毎月のお給料やボーナスが、勤務先から直接お客さまの預金口座に振込まれるシステムです。キャッシュサービスをあわせてご利用いただくと一層便利です。
年金自動受取り	厚生年金や国民年金などの各種年金が一度の手続きで毎回自動的にお客さまの預金口座に振込まれます。大切な年金をいち早く安全確実にお受け取りになれます。
内国為替業務	オンラインにより、全国各地への振込・代金取立等を迅速・安全・確実にお取扱いします。
夜間金庫 貸金庫	24時間ご利用いただける夜間金庫。大切な財産、貴重品、重要書類などを厳重に保管する貸金庫をご用意しています。
インターネット バンキングサービス	当金庫に出向くことなく、パソコンやスマートフォンから口座の残高照会、入出金明細照会、お振込等ができて大変便利です。
バンキングアプリサービス	口座残高や入出金明細が確認できるスマホアプリサービスです。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードでJ・Debit加盟店にて、端末にカードを通しCD・ATMでお使いの暗証番号を入力するだけで、お買物やご飲食のご利用代金をお客さまの口座から即時に決済でき、大変便利です。
スポーツくじ 払戻業務	スポーツくじチケットの払戻業務のお取扱い。 取扱店舗は本店・旭・四之宮・伊勢原・平塚・茅ヶ崎・厚木南の各本支店。
電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する決済サービスです。

その他、両替、金の窓口販売、企業診断、簡易財務診断、経営相談、税務相談、法律相談、相続・遺言相談等のサービスを行っています。

ＡＴＭ手数料

◇ATM利用手数料（入出金）

令和7年6月30日現在

	取扱時間		8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	20:00
当金庫発行カード	平日	入金　出金	無　料						
	土曜日	入金　出金	無　料						
	日・祝日	入金　出金	無　料						
他信用金庫発行カード	平日	入金　出金	110円		無　料			110円	
	土曜日	入金　出金	110円		無　料	110円			
	日・祝日	入金　出金	110円						
提携金融機関発行カード	平日	入金　出金	220円		110円			220円	
	土曜日	入金　出金	220円		110円	220円			
	日・祝日	入金　出金	220円						
ゆうちょ銀行発行カード	平日	入金　出金	220円		110円			220円	
	土曜日	入金　出金	220円		110円	220円			
	日・祝日	入金　出金	220円						

ATM利用手数料に関するご注意

○提携金融機関のキャッシュカードによる入金は、第二地方銀行、労働金庫、信用組合発行のカードが対象となります。

○上記利用手数料には、消費税が含まれます。

○当金庫のキャッシュカードで、ゆうちょ銀行のATMをご利用の場合は、平日の8：45～18：00、土曜日の9：00～14：00は110円（税込み）、それ以外の時間帯は220円（税込み）の利用手数料がかかります。

○ご利用日・ご利用時間はATMコーナーにより一部異なります。

◇ATM振込手数料（1件につき）

		振込金額	当金庫キャッシュカード 会員	当金庫キャッシュカード 非会員	現金又は他金融機関キャッシュカード
中南あて	同店内	5万円未満	無　料		110円
		5万円以上			220円
	他　店	5万円未満	110円		220円
		5万円以上	220円		330円
中栄信金あて		5万円未満	110円		220円
		5万円以上	330円		330円
他金融機関あて		5万円未満	385円		385円
		5万円以上	440円	550円	550円

※当金庫のキャッシュカードを使用して振込をした場合、カード発行店舗を振込元店舗とした振込手数料をいただきます。

※会員の振込手数料（他金融機関あて5万円以上の振込の場合）は、当金庫の出資会員さまの預金口座（通帳表紙面に印字された口座番号の後に*の表示があるもの）のキャッシュカードを使用して振込をした場合に適用されます。

現金又は他金融機関のキャッシュカードを使用して振込をした場合、
ご利用時間によりATM振込手数料のほか下記のATM利用手数料をいただきます。

◇ATM利用手数料（振込）

	取扱時間	8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	20:00
現金振込又は他信用金庫発行カード	平日	110円		無　料			110円	
	土曜日	110円		無　料	110円			
	日・祝日	110円						
提携金融機関発行カード	平日	220円		110円			220円	
	土曜日	220円		110円	220円			
	日・祝日	220円						

ATM振込に関するご注意

○口座なし等の理由により振込資金が返却となった場合、振込手数料は返却しません。

○振込契約成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店において組戻しの手続きが必要になります。組戻しの受付にあたっては、組戻手数料1,100円（税込み）をいただきます。この場合、振込手数料は返却しません。なお、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。詳細については、当金庫「振込規定」をご覧ください。

○上記振込手数料、利用手数料には、消費税が含まれます。

○ATMで10万円を超える現金のお振込みは出来ません。

○ご利用日・ご利用時間はATMコーナーにより一部異なります。

主な手数料一覧

内国為替手数料

令和7年6月30日現在

手数料種類				金額(税込)	摘要
振込(窓口)	中南あて	同店内	5万円未満	1件　110円	
			5万円以上	1件　330円	
		他店	5万円未満	1件　220円	
			5万円以上	1件　440円	
	他金融機関あて	中栄信金	5万円未満	1件　220円	
			5万円以上	1件　440円	
		他金融機関	5万円未満	1件　605円	
			5万円以上	1件　770円	当金庫会員の方605円
代金取立		電子交換所		1件　440円	
振込組戻		本支店間		1件　1,100円	
		他金融機関			
取立手形組戻		本支店間		1件　1,100円	
		他金融機関			
店頭掲示　(ただし、1,100円を超える実費を要する場合は合計金額による)				1通　1,100円	
不渡手形返却(依頼返却含む)				1件　1,100円	
為替自動送金(事務取扱手数料)				1件　55円	

その他の手数料

令和7年6月30日現在

		金額(税込)	摘要
再発行手数料	通帳等	1冊　1,100円	
	キャッシュカード等	1枚　1,100円	
残高証明書発行手数料	定例発行	1通　440円	
	個別発行	1通　770円	
	当金庫書式以外	1通　2,200円	
各種証明書発行手数料(残高証明書除く)		1通　440円	
夜間金庫利用手数料(預入袋4個)		年額 39,600円	
円貨両替手数料	ご希望受取枚数又はお持込み枚数のいずれか多い枚数		
	1枚～50枚	440円	下記条件により一日一回無料※
	51枚～1,000枚		
	以降1,000枚毎に440円加算		
硬貨入出金手数料	1日に複数回お取引する場合は、合算した硬貨枚数		
	1枚～500枚	無料	
	501枚～1,000枚	440円	
	以降1,000枚毎に440円加算		

※円貨両替手数料(1枚～50枚)については、両替機は本人名義キャッシュカード利用、窓口は本人名義通帳・キャッシュカード等の提示により一日一回無料で利用できます。

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づくディスクロージャーの記載事項

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
①組織図 …… 7
②役員一覧 …… 7
③事務所の名称及び所在地 …… 64～65
2. 金庫の主要な事業の内容 …… 5
3. 金庫の主要な事業に関する事項
(1)直近の事業年度における事業の概況 …… 12～13
(2)最近5年間の主要な経営指標の推移 …… 46
①経常収益
②経常利益
③当期純利益
④出資総額及び出資総口数
⑤純資産額
⑥総資産額
⑦預金積金残高
⑧貸出金残高
⑨有価証券残高
⑩単体自己資本比率
⑪出資に対する配当金
⑫職員数
(3)直近の2事業年度における事業の状況
①主要な業務の状況を示す指標
ア.業務粗利益及び業務粗利益率 …… 46
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 …… 46
ウ.資金運用収支の内訳 …… 47
エ.資金利鞘 …… 47
オ.受取・支払利息の増減 …… 46
カ.総資産経常利益率 …… 47
キ.総資産当期純利益率 …… 47
②預金に関する指標
ア.預金積金及び譲渡性預金平均残高 …… 40
イ.定期預金残高 …… 40
③貸出金等に関する指標
ア.貸出金平均残高 …… 40
イ.貸出金残高 …… 41
ウ.貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 …… 41
エ.貸出金使途別残高 …… 41
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …… 40
カ.預貸率の期末値及び期中平均値 …… 47
④有価証券に関する指標
ア.商品有価証券の種類別の平均残高 …… 44
イ.有価証券の種類別の残存期間別残高 …… 44
ウ.有価証券の種類別の平均残高 …… 44
エ.預証率の期末値及び期中平均値 …… 47
4. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …… 14～18
5. 金庫の事業の運営に関する事項
①内部統制基本方針 …… 20～21
②リスク管理の体制 …… 22
③法令遵守の体制 …… 23～25
④金融ADR制度への対応 …… 23
⑤報酬体系について …… 48
6. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 …… 34～35
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額 …… 42
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権
②危険債権
③三月以上延滞債権（貸出金のみ）
④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
⑤正常債権
(3)自己資本の充実の状況等
①定性的な開示事項 …… 49～51
②自己資本の構成に関する開示事項 …… 52
③定量的な開示事項 …… 53～61
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 …… 44～45
①有価証券
②金銭の信託 …… 該当なし
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引 …… 該当なし
ア.金融先物取引等
イ.金融等デリバティブ取引
ウ.先物外国為替取引
エ.有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
オ.有価証券先物取引又は外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引
(5)貸倒引当金の内訳 …… 42
(6)貸出金償却の額 …… 42
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 …… 35

資料編

貸借対照表 …… 34
損益計算書 …… 35
剰余金処分計算書 …… 35
注記事項 …… 36
預金の状況 …… 40
貸出金の状況 …… 40
有価証券・為替の状況 …… 44
経営指標その他 …… 46
自己資本の充実の状況 …… 49
自己資本の構成に関する開示事項 …… 52
自己資本の充実度に関する事項 …… 53
信用リスクに関する事項 …… 55
信用リスク削減手法に関する事項 …… 60
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 61
証券化エクスポージャーに関する事項 …… 61
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 …… 61
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 …… 61
金利リスクに関する事項 …… 61

財務の状況

■貸借対照表

資産の部

（単位:百万円）

科　　目	令和6年3月31日	令和7年3月31日
現金	**3,316**	**3,008**
預け金	**126,086**	**116,261**
買入金銭債権	**104**	**70**
有価証券	**133,930**	**134,949**
国債	1,459	1,117
地方債	1,119	428
社債	71,355	81,746
株式	327	270
その他の証券	59,668	51,386
貸出金	**102,675**	**104,698**
割引手形	200	82
手形貸付	3,726	4,503
証書貸付	97,616	98,861
当座貸越	1,131	1,249
その他資産	**2,227**	**2,275**
未決済為替貸	177	143
信金中金出資金	1,571	1,571
前払費用	―	10
未収収益	444	536
その他の資産	34	12
有形固定資産	**2,762**	**2,760**
建物	732	843
土地	1,705	1,705
建設仮勘定	52	―
その他の有形固定資産	272	211
無形固定資産	**54**	**51**
ソフトウェア	9	6
その他の無形固定資産	45	45
前払年金費用	**735**	**659**
繰延税金資産	**561**	**1,769**
債務保証見返	**626**	**426**
貸倒引当金	**△ 506**	**△ 402**
（うち個別貸倒引当金）	△ 415	△ 318
資産の部合計	**372,575**	**366,528**

負債及び純資産の部

（単位:百万円）

科　　目	令和6年3月31日	令和7年3月31日
預金積金	**347,431**	**347,586**
当座預金	3,519	3,845
普通預金	175,102	175,514
貯蓄預金	2,191	2,215
通知預金	543	742
定期預金	156,069	155,450
定期積金	8,539	7,590
その他の預金	1,466	2,225
借用金	**3,816**	**12**
借入金	3,816	12
その他負債	**744**	**829**
未決済為替借	222	161
未払費用	58	130
給付補塡備金	2	2
未払法人税等	142	144
未払消費税等	0	3
前受収益	47	63
払戻未済金	26	13
払戻未済持分	26	27
職員預り金	143	129
資産除去債務	14	28
その他の負債	59	125
賞与引当金	**170**	**170**
役員賞与引当金	**7**	**5**
役員退職慰労引当金	**80**	**92**
睡眠預金払戻損失引当金	**0**	**0**
偶発損失引当金	**103**	**118**
その他引当金	**―**	**2**
債務保証	**626**	**426**
負債の部合計	**352,982**	**349,244**
出資金	**539**	**525**
普通出資金	539	525
利益剰余金	**20,582**	**21,223**
利益準備金	565	539
その他利益剰余金	20,016	20,684
特別積立金	19,400	20,020
当期未処分剰余金	616	664
処分未済持分	**△ 17**	**△ 21**
会員勘定合計	**21,104**	**21,727**
その他有価証券評価差額金	△ 1,511	△ 4,443
評価・換算差額等合計	**△ 1,511**	**△ 4,443**
純資産の部合計	**19,593**	**17,284**
負債及び純資産の部合計	**372,575**	**366,528**

■損益計算書

（単位:百万円）

科　　目	第76期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	第77期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
経常収益	**3,815**	**4,234**
資金運用収益	**3,342**	**3,753**
貸出金利息	1,648	1,734
預け金利息	254	334
有価証券利息配当金	1,406	1,652
その他の受入利息	32	31
役務取引等収益	**329**	**345**
受入為替手数料	155	161
その他の役務収益	174	183
その他業務収益	**49**	**8**
国債等債券売却益	20	—
その他の業務収益	28	8
その他経常収益	**94**	**126**
貸倒引当金戻入益	—	104
償却債権取立益	0	0
株式等売却益	—	22
その他の経常収益	93	0
経常費用	**2,949**	**3,336**
資金調達費用	**33**	**216**
預金利息	32	214
給付補塡備金繰入額	0	0
借用金利息	0	0
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	**290**	**300**
支払為替手数料	48	52
その他の役務費用	241	248
その他業務費用	**55**	**106**
国債等債券売却損	9	—
国債等債券償還損	45	105
その他の業務費用	0	0
経費	**2,457**	**2,681**
人件費	1,719	1,884
物件費	658	719
税金	79	77
その他経常費用	**113**	**31**
貸倒引当金繰入額	41	—
その他の経常費用	71	31
経常利益	**866**	**897**
特別利益	**—**	**—**
特別損失	**26**	**26**
固定資産処分損	0	10
減損損失	26	—
その他の特別損失	—	15
税引前当期純利益	**839**	**871**
法人税、住民税及び事業税	**223**	**246**
法人税等調整額	**19**	**△26**
法人税等合計	**242**	**219**
当期純利益	**596**	**651**
繰越金(当期首残高)	**19**	**12**
当期未処分剰余金	**616**	**664**

■剰余金処分計算書

（単位:百万円）

科　　目	第76期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	第77期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
当期未処分剰余金	**616**	**664**
積立金取崩額	26	13
利益準備金取崩額	26	13
剰余金処分額	**630**	**660**
普通出資に対する配当金	(年2%) 10	(年2%) 10
特別積立金	620	650
繰越金(当期末残高)	**12**	**17**

令和5年度及び令和6年度の計算書類は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けています。

令和６年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性･有効性等を確認しています。

令和７年６月１８日

中南信用金庫
理事長　大藤　勉

注記事項

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
   また、主な耐用年数は次のとおりです。
   建　物　17年～39年
   その他　3年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しています。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
   破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しています。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を検証するとともに統括部署として自己査定を管掌し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は52百万円です。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しています。当事業年度は、年金資産が退職給付債務を上回る部分について前払年金費用として659百万円を計上しています。
   当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
   なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
   ①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
   年金資産の額　1,832,300百万円
   年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,853,684百万円
   差引額　△21,384百万円
   ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
   （自令和6年3月1日至令和6年3月31日）　0.2647％
   ③補足説明
   上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類等上、当該償却に充てられる特別掛金42百万円を費用処理しています。
   なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。
14. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは次のとおりです。
   貸倒引当金　402百万円
   貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として6.に記載しています。
   貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。なお、個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 26 百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額3,011百万円

18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	271百万円
危険債権額	2,183百万円
三月以上延滞債権額	―
貸出条件緩和債権額	46百万円
合計額	2,500百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は82百万円です。

20. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金	2,100百万円
有価証券	6,223百万円
その他資産	1百万円

担保資産に対応する債務

預金	713百万円
借用金	12百万円

上記のほか、為替決済担保として預け金 3,000 百万円を差し入れています。また、その他の資産には、保証金１百万円が含まれています。

21. 出資1口当たりの純資産額　17,141円99銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っています。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、事業推進目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資規程及び融資関連規程・要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

イ　金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しています。

ALM 委員会規程において、ALM 委員会を原則として月一回開催することを明記し、同委員会において決定された方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しています。

ロ　価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理に関する基本方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行っています。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

これらの情報は業務部を通じ、常務会において定期的に報告しています。

ハ　市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、及び「借用金」です。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第１項第５号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成 26 年金融庁告示第８号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定

注記事項

し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00％上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、9,149 百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません（(注2)参照）。

なお、金融商品のうち貸出金、預金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しています。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	116,261	118,879	2,618
(2) 買入金銭債権	70	69	△0
(3) 有価証券			
その他有価証券 (*1)	134,937	134,937	―
(4) 貸出金	104,698		
貸倒引当金 (*2)	△402		
	104,295	104,286	△9
金融資産計	355,565	358,173	2,607
(1) 預金積金	347,586	347,407	△179
(2) 借用金	12	12	0
金融負債計	347,599	347,420	△179

(*1) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

(1)金融資産

①預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。

②買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっています。

③有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から25.に記載しています。

④貸出金

貸出金は、以下のイ～ハの方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

イ　破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

ロ　イ以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額。

ハ　イ以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額。

(2)金融負債

①預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、残存期間が短期のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

②借用金

一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	11
信金中金出資金 (*1)	1,571
合　　計	1,583

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (*1)	65,461	38,500	700	11,600
買入金銭債権	31	39	―	―
有価証券	5,833	44,655	42,360	25,440
その他有価証券のうち満期があるもの	5,833	44,655	42,360	25,440
貸出金 (*2)	15,961	35,039	25,562	26,207
合　計	87,287	118,233	68,622	63,247

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めていません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※1）	301,893	45,639	2	50
借用金	3	9	—	—
合　計	301,896	45,648	2	50

(※1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれています。

その他有価証券　(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	223	150	73
	債 券	4,622	4,589	32
	国 債	60	59	0
	社 債	4,562	4,529	32
	その他	8,118	7,829	289
	小 計	12,964	12,570	394
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	35	40	△4
	債 券	78,669	81,652	△2,982
	国 債	1,057	1,319	△261
	地方債	428	446	△18
	社 債	77,183	79,885	△2,702
	その他	43,267	46,877	△3,609
	小 計	121,973	128,570	△6,597
合　計		134,937	141,140	△6,202

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他の証券	4,999	109	△105
外国証券	4,999	109	△105
株式	20	22	—
合　計	5,020	131	△105

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,718百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,047百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	38百万円
役員退職慰労引当金	26百万円
貯蔵品有税分	16百万円
減価償却超過額	24百万円
賞与引当金超過額	47百万円
未払事業税	15百万円
偶発損失引当金	32百万円
資産除去債務	8百万円
資産購入消費税自己否認額	5百万円
固定資産減損損失	25百万円
その他有価証券評価差額金	1,758百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	2,003百万円
評価性引当額	△52百万円
繰延税金資産合計	1,951百万円

繰延税金負債

前払年金費用	182百万円
繰延税金負債合計	182百万円
繰延税金資産の純額	1,769百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.64％から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.35％となります。この税率変更による影響額は軽微です。

損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 出資1口当たり当期純利益金額　630円 56銭
3. その他の特別損失は、資産除去債務会計基準適用に伴う影響額15百万円です。

預金・貸出金の状況

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	168,862	176,665
うち有利息預金	154,252	162,019
定期性預金	174,701	168,665
うち固定金利定期預金	165,951	160,707
うち変動金利定期預金	5	5
その他	1,009	1,042
計	344,573	346,373
譲渡性預金	—	—
合　計	344,573	346,373

（注）1. 流動性預金＝当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2. 定期性預金＝定期預金+定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■財形貯蓄残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
財形貯蓄残高	14	15

■貸出金平均残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
貸出金	100,646	103,745
割引手形	161	110
手形貸付	4,019	4,402
証書貸付	95,340	98,110
当座貸越	1,124	1,120

（注）国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■定期預金残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
固定金利定期預金	156,008	155,390
変動金利定期預金	5	6
その他	0	0
合　計	156,013	155,396

■預金者別預金残高

（単位：百万円・%）

	令和5年度		令和6年度	
	残　高	構成比	残　高	構成比
個人	293,857	84.57	295,893	85.12
一般法人	39,933	11.49	40,225	11.57
金融機関	288	0.08	231	0.06
公金	13,351	3.84	11,235	3.23
合　計	347,431	100.00	347,586	100.00

（注）譲渡性預金は除いて表示しています。

■貸出金業種別内訳

（単位：先・百万円・%）

業　種　区　分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出残高	構成比	貸出先数	貸出残高	構成比
製造業	166	3,893	3.79	160	3,779	3.60
農業、林業	6	358	0.34	5	485	0.46
漁業	1	1	0.00	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	177	0.17	1	158	0.15
建設業	627	9,374	9.12	639	8,960	8.55
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	16	89	0.08	14	73	0.06
運輸業、郵便業	64	1,713	1.66	63	1,579	1.50
卸売業、小売業	395	5,918	5.76	390	5,717	5.46
金融業、保険業	17	6,485	6.31	17	6,783	6.47
不動産業	446	19,195	18.69	448	19,868	18.97
物品賃貸業	4	92	0.08	6	137	0.13
学術研究、専門・技術サービス業	44	328	0.31	42	287	0.27
宿泊業	4	7	0.00	4	6	0.00
飲食業	161	1,646	1.60	160	1,548	1.47
生活関連サービス業、娯楽業	65	718	0.69	66	760	0.72
教育、学習支援業	14	462	0.44	16	451	0.43
医療、福祉	113	3,342	3.25	123	4,312	4.11
その他のサービス	257	3,283	3.19	260	3,267	3.12
小　計	2,401	57,089	55.60	2,414	58,176	55.56
地方公共団体	9	7,787	7.58	8	7,126	6.80
個人	6,089	37,797	36.81	5,938	39,395	37.62
合　計	8,499	102,675	100.00	8,360	104,698	100.00

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■貸出金使途別残高

（単位：百万円・％）

	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	57,502	56.00	61,805	59.03
運転資金	45,172	44.00	42,893	40.97
合　計	102,675	100.00	104,698	100.00

■貸出金残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
貸出金	102,675	104,698
固定金利	58,282	54,182
変動金利	44,393	50,515

■消費資金・住宅関連資金

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
消費資金	4,503	4,708
住宅関連資金	32,217	33,654

■会員外貸出金残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
貸出金	102,675	104,698
うち会員外	17,536	16,863

■貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	2,193	1,992
有価証券	6	16
動産	—	—
不動産	17,777	18,795
その他	—	—
計	19,977	20,804
信用保証協会・信用保険	37,841	37,190
保証	21,691	22,652
信用	23,164	24,050
合　計	102,675	104,698

■債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	1	—
その他	—	—
計	1	—
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	381	340
信用	243	86
合　計	626	426

■代理貸付残高の内訳

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
独立行政法人住宅金融支援機構	230	184
株式会社日本政策金融公庫	—	—
信金中央金庫	626	426
独立行政法人福祉医療機構	13	11
独立行政法人中小企業基盤整備機構	63	70
合　計	933	693

貸出金の状況

当金庫の不良債権の状況について

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円）

区　　分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a−c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和５年度	372	372	359	12	100.00%	100.00%
	令和６年度	271	271	245	25	100.00%	100.00%
危険債権	令和５年度	2,283	2,245	1,841	403	98.31%	91.30%
	令和６年度	2,183	2,153	1,860	293	98.63%	90.75%
要管理債権	令和５年度	126	69	69	0	55.28%	1.12%
	令和６年度	46	42	41	0	90.45%	5.55%
三月以上延滞債権	令和５年度	82	32	31	0	39.32%	0.78%
	令和６年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和５年度	43	37	37	0	85.15%	3.65%
	令和６年度	46	42	41	0	90.45%	5.55%
不良債権合計（A）	令和５年度	2,782	2,687	2,270	416	96.58%	81.44%
	令和６年度	2,500	2,466	2,147	319	98.62%	90.30%
正常債権（B）	令和５年度	100,589					
	令和６年度	102,678					
総与信残高（A）＋（B）	令和５年度	103,372					
	令和６年度	105,179					

（注）1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」（B）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」（c）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」（d）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 「貸倒引当金」については、貸倒引当金総額ではなく、実際に信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権に対して引当てた金額に変更しているため、貸借対照表の残高より少なくなっています。
11. 記載金額は百万円を切り捨てて表示しています。

令和7年3月末現在の不良債権総額は2,500百万円となっています。この不良債権総額に対しては担保付の貸出金及び保証付の貸出金2,147百万円、貸出金が回収できない場合に備えてある貸倒引当金が319百万円あり、今後損失として発生の懸念があり実質回収困難と思われる額は、総貸出金の0.03%（34百万円）です。

（単位：百万円）

	令和５年度	令和６年度
不良債権合計	2,782	2,500
担保・保証等による回収見込額	2,270	2,147
貸倒引当金	416	319
実質回収困難と思われる額	94	34
総貸出金に対する実質回収困難と思われる額の比率	0.09%	0.03%
保全率	96.58%	98.62%

不良債権に対する備え

不良債権合計から預金積金、有価証券、不動産などの確実な担保及び保証協会などの保証機関による保証付の貸出金等と貸出金が回収できない場合に備えてある貸倒引当金を差し引いた実質回収困難と思われる額（34百万円）が今後損失として発生の懸念がある額となります。**当金庫では内部留保の累積としての特別積立金（206億円）も十分にあり備えは万全です。**

■貸倒引当金内訳

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和５年度	86	90	—	86	90
	令和６年度	90	83	—	90	83
個別貸倒引当金	令和５年度	378	415	—	378	415
	令和６年度	415	318	—	415	318
合　計	令和５年度	465	506	—	465	506
	令和６年度	506	402	—	506	402

■貸出金償却

（単位：百万円）

	令和５年度	令和６年度
貸出金償却	0	—

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断し、経営者保証を求めない可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討し、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
  また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	令和５年度	令和６年度
新規に無保証で融資した件数	281 件	319 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	24.60％	28.92％
保証契約を解除した件数	13 件	18 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0 件	0 件

有価証券・為替の状況

■有価証券平均残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
国債	3,277	1,521
地方債	3,017	447
社債	69,947	78,265
株式	210	216
外国証券	56,385	52,925
その他の証券	6,300	6,436
合　計	139,138	139,812

■有価証券の種類別の残存期間別残高

（単位:百万円）

令和５年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
有価証券	**10,906**	**11,995**	**20,034**	**26,658**	**20,727**	**17,523**	**26,084**	**133,930**
国債	240	180	—	—	—	1,037	—	1,459
地方債	1,000	59	59	—	—	—	—	1,119
社債	7,667	9,484	14,777	13,424	12,635	6,660	6,706	71,355
株式	—	—	—	—	—	—	327	327
外国証券	1,998	1,001	5,197	13,234	7,099	9,825	14,858	53,214
その他の証券	—	1,269	—	—	992	—	4,192	6,454

（単位:百万円）

令和6年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
有価証券	**6,649**	**14,743**	**27,091**	**23,766**	**25,394**	**14,681**	**22,622**	**134,949**
国債	179	—	—	—	—	938	—	1,117
地方債	29	59	58	—	280	—	—	428
社債	4,326	12,869	15,441	11,685	23,950	4,848	8,623	81,746
株式	—	—	—	—	—	—	270	270
外国証券	1,002	1,667	11,590	11,089	1,163	8,895	9,796	45,205
その他の証券	1,110	147	—	991	—	—	3,931	6,181

■商品有価証券、有価証券及び金銭の信託の含み（損）益

（単位：百万円）

		取得価格（A）	時　価（B）	（B）－（A）
有価証券	令和５年度	136,019	133,930	△ 2,089
	令和６年度	141,151	134,949	△ 6,202

（注）1. 商品有価証券、金銭の信託は該当取引がありません。
2. 「時価」は、上場有価証券については決算日時価とし、非上場有価証券について、価格等の算定が可能なもの（店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格）については時価相当額とし、その他のものについては帳簿価格としています。

■売買目的有価証券

該当ありません。

■子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

■商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はありません。

■デリバティブ取引の状況

該当する取引はありません。

■内国為替取扱実績

（単位：百万円）

		令和5年度		令和6年度	
		件　数	金　額	件　数	金　額
送金・振込	仕向	615,562	262,194	612,821	274,705
	被仕向	621,188	275,338	634,245	285,377
代金取立	仕向	2	2	—	—
	被仕向	—	—	1	40

■満期保有目的の債券

該当ありません。

■その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	287	180	107	223	150	73
	債券	26,584	26,227	357	4,622	4,589	32
	国債	421	420	1	60	59	0
	地方債	1,030	1,030	0	—	—	—
	社債	25,132	24,777	355	4,562	4,529	32
	その他	16,238	15,461	777	8,118	7,829	289
	小　計	43,110	41,868	1,241	12,964	12,570	394
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	28	30	△ 1	35	40	△ 4
	債券	47,350	48,205	△ 855	78,669	81,652	△ 2,982
	国債	1,037	1,199	△ 161	1,057	1,319	△ 261
	地方債	89	90	△ 0	428	446	△ 18
	社債	46,222	46,916	△ 693	77,183	79,885	△ 2,702
	その他	43,429	45,903	△ 2,473	43,267	46,877	△ 3,609
	小　計	90,808	94,139	△ 3,330	121,973	128,570	△ 6,597
合　計		133,918	136,008	△ 2,089	134,937	141,140	△ 6,202

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めていません。

■市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

	令和５年度	令和６年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	11	11
組合出資金	—	—
信金中金出資金	1,571	1,571
合　計	1,583	1,583

■公共債引受額

該当ありません。

■公共債窓販実績

（単位：百万円）

	令和５年度	令和６年度
国債	2,431	2,410
地方債	—	—
政府保証債	—	—

経営指標その他

■経費の内訳

（単位：百万円）

科　　目	第76期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	第77期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
人件費	**1,719**	**1,884**
報酬給料手当	**1,401**	**1,421**
退職給付費用	**103**	**246**
その他	**214**	**217**
物件費	**658**	**719**
事務費	**300**	**305**
うち旅費・交通費	0	0
うち通信費	28	28
うち事務委託費	199	200
固定資産費	**117**	**141**
うち土地建物賃借料	3	3
うち保全管理費	83	80
事業費	**45**	**42**
うち広告宣伝費	19	17
うち交際費・寄贈費・諸会費	23	23
人事厚生費	**18**	**24**
減価償却費	**126**	**155**
その他	**48**	**49**
税金	**79**	**77**
合　計	**2,457**	**2,681**

■業務粗利益

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	3,308	3,537
資金運用収益	3,342	3,753
資金調達費用	33	216
役務取引等収支	39	44
役務取引等収益	329	345
役務取引等費用	290	300
その他の業務収支	△ 5	△97
その他業務収益	49	8
その他業務費用	55	106
業務粗利益	3,342	3,484
業務粗利益率（%）	0.91	0.97

（注）1. 業務粗利益率＝$\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}$×100

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	3,948 百万円	3,708 百万円	3,681 百万円	3,815 百万円	4,234 百万円
経常利益	749 百万円	814 百万円	581 百万円	866 百万円	897 百万円
当期純利益	541 百万円	587 百万円	380 百万円	596 百万円	651 百万円
出資総額	590 百万円	581 百万円	565 百万円	539 百万円	525 百万円
出資総口数	1,181,755 口	1,163,904 口	1,131,681 口	1,079,200 口	1,051,748 口
純資産額	21,760 百万円	20,895 百万円	18,552 百万円	19,593 百万円	17,284 百万円
総資産額	389,489 百万円	398,789 百万円	369,194 百万円	372,575 百万円	366,528 百万円
預金積金残高	328,669 百万円	337,589 百万円	344,025 百万円	347,431 百万円	347,586 百万円
貸出金残高	95,901 百万円	95,369 百万円	99,385 百万円	102,675 百万円	104,698 百万円
有価証券残高	143,176 百万円	146,997 百万円	134,249 百万円	133,930 百万円	134,949 百万円
単体自己資本比率	12.55 %	12.62 %	13.12 %	13.12 %	12.80 %
出資に対する配当金（出資1口当たり）	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
役員数	14 人	14 人	14 人	13 人	13 人
うち常勤役員数	6 人	6 人	6 人	6 人	7 人
職員数	256 人	256 人	242 人	239 人	230 人
会員数	23,390 人	23,098 人	22,498 人	22,211 人	21,913 人

■受取・支払利息の増減

（単位：百万円）

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	22	30	53	36	374	411
うち貸出金	35	△ 31	3	47	38	86
うち預け金	△ 14	65	50	△ 17	97	80
うち有価証券	1	△ 3	△ 1	6	238	245
支払利息	△ 3	1	△ 2	0	182	182
うち預金積金	△ 3	1	△ 1	0	182	182
うち借用金	△ 0	0	△ 0	△0	0	△0

（注）1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しています。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
業務純益	899	819
実質業務純益	903	819
コア業務純益	937	925
コア業務純益 （投資信託解約損益を除く）	937	816

（注）1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

（単位：百万円）

	年　度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	令和５年度	363,963	3,342	0.91%
	令和６年度	357,920	3,753	1.04%
うち貸出金	令和５年度	100,646	1,648	1.63%
	令和６年度	103,745	1,734	1.67%
うち預け金	令和５年度	122,781	254	0.20%
	令和６年度	112,706	334	0.29%
うち有価証券	令和５年度	139,138	1,406	1.01%
	令和６年度	139,812	1,652	1.18%
資金調達勘定	令和５年度	349,553	33	0.00%
	令和６年度	350,166	216	0.06%
うち預金積金	令和５年度	344,573	32	0.00%
	令和６年度	346,373	215	0.06%
うち借用金	令和５年度	4,834	0	0.00%
	令和６年度	3,658	0	0.00%

（注）1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和5年度1,017百万円、令和6年度7,886百万円）を控除して表示しています。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■利益率

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.23%	0.24%
総資産当期純利益率	0.16%	0.17%

（注）総資産経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}}$ ×100

■利　鞘

	令和5年度	令和６年度
総資金利鞘	0.21%	0.22%
資金運用利回	0.91%	1.04%
資金調達原価率	0.70%	0.82%

■預貸率

	令和5年度	令和6年度
預貸率	期末　29.55%	期末　30.12%
	平残　29.20%	平残　29.95%

（注）1. 預貸率＝$\frac{\text{貸 出 金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$ ×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■預証率

	令和5年度	令和6年度
預証率	期末　38.54%	期末　38.82%
	平残　40.38%	平残　40.36%

（注）1. 預証率＝$\frac{\text{有 価 証 券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$ ×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■常勤役職員数

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
常勤役職員数（うち職員数）	248人（242人）	245人（239人）	237人（230人）

■常勤役職員1人当り預金残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
常勤役職員1人当り預金残高	1,418	1,466

■常勤役職員1人当り貸出金残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
常勤役職員1人当り貸出金残高	419	441

■1店舗当り預金残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
1店舗当り預金残高	20,437	20,446

■1店舗当り貸出金残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
1店舗当り貸出金残高	6,039	6,158

■会員数

	令和6年3月31日	令和7年3月31日
会員数	22,211人	21,913人

■出資配当率

	令和5年度	令和6年度
出資配当率	年率2%	年率2%

■出資金

（単位：百万円）

	令和6年3月31日	令和7年3月31日
普通出資金	539	525

当金庫の会員資格は、当金庫の事業地区内にお住まいの方・お勤めの方、事業所をお持ちの方及びその役員の方となっています。ただし、法人の場合は従業員が300人以下または資本金が9億円以下の方に限られます。また、会員となるためには、5千円以上の出資が必要です。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事です。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」です。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与については、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

（2）令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	101

（注）1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」85百万円、「賞与」4百万円、「退職慰労金」11百万円となっています。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含んでいます。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第１３２条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成２４年３月２９日付金融庁告示第２２号）第2条第１項第３号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和６年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含んでいます。
2. 「同等額」は、令和６年度に対象役員に支払った報酬等の平均額です。
3. 令和６年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況等

当金庫の自己資本の充実の状況等については以下のとおりです。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本については、地域のお客さまによる普通出資金にて調達しています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、企業や個人への貸出が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。当金庫では、審査部門を業務推進部門から明確に分離するなど、審査部門の独立性を堅持し、厳正な審査基準に基づき融資を行っています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定手引」及び「資産査定等に関わる償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先について優良担保等を除いた未保全額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を算出し、実質破綻先および破綻先については、優良担保等を除いた未保全額の全額を引当しています。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しています。

1. 株式会社　格付投資情報センター
2. 株式会社　日本格付研究所
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
4. S&Pグローバル・レーティング

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から判断を行っています。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

バーゼルIIIにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「延滞貸出金及び管理債権取扱要領」により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャー

証券化取引は該当ありません。

自己資本の充実の状況

7. CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

当金庫は、CVA リスク相当額を簡便法により算定しています。また、対象取引は有価証券に内包されている派生商品取引及びクレジットデリバティブです。

(2) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVA リスクとは「CVA が変動することにより損失を被るリスク」であり、取引相手方の信用力の変化に対する信用リスク、市場指標の変動に伴う時価変動リスクを有しています。CVA リスクを要因別にみると、金利や為替等といった市場変動リスクとクレジットリスクに分類できます。リスク管理については、当金庫が定める「余裕資金運用規程」等に基づき適切に管理しています。

8. オペレーショナルリスク

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナルリスクとは、内部手続き、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスクのことで、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスク、システムリスクについては、特に重要度の高いリスクであると認識しています。事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、各種事務規程・要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。その他のリスクについては、苦情に対する適切な対応、個人情報保護態勢及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

リスクの計測に関しては、令和 5 年度は基礎的手法を、令和6 年度は標準的計測手法を採用し、態勢を整備しています。また、これらリスクに関しては、経営陣による常務会において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告する体制を整備しています。

(2) BIの算出方法

事業規模指標（BI）は、 金利要素（ILDS）、役務要素（SC）、金融商品要素（FC）を合計することにより算出しています。

(3) ILMの算出方法

当金庫は、事業規模指標（BI）が 1,000 億円以下で、内部損失データを使用しないためILM（内部損失乗数）を「1」としています。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、上場優先出資証券、非上場株式が該当します。この運用・管理については、当金庫が定める「余裕資金運用規程」等に基づき適正に行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、 経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の金融商品会計に関する実務指針に従った、適切な処理を行っています。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。具体的には銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測しています。計測結果についてはALM委員会で協議検討し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（注1）及びΔNII（注2）並びにこれらに追加して開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

イ　流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

ロ　流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

ハ　流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

ニ　固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

ホ　IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

ヘ　IRRBBの算出にあたり、スプレッドの変動は考慮していません。

ト　ΔEVE 及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提はありません。

チ　ΔEVE の計測対象となる預け金の残高減少や有価証券の残存期間短期化を主因とし、ΔEVE は前期比で減少しています。

リ　当期の重要性テスト（ΔEVE / 自己資本の額）の結果は 42.980% となりますが、仮にΔEVE を自己資本の額から控除した場合の自己資本比率は「早期是正措置」の発動基準である 4% を上回ることを確認しており、自己資本の額に対し許容しうる金利リスク量であると認識しています。

② 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

イ　ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。

ロ　ΔEVE及びΔNIIの計測のほか、四半期毎にVaR（保有期間125日、観測期間1年、信頼水準99.0%）やストレス・テストなどによる統合的リスク量を計測しており、その計測結果がリスク限度額の範囲内であるかをALM委員会において確認しています。

自己資本の充実の状況

1.自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　　目	令和５年度	令和６年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,094	21,717
うち、出資金及び資本剰余金の額	539	525
うち、利益剰余金の額	20,582	21,223
うち、外部流出予定額（△）	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	△ 17	△ 21
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	90	83
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	90	83
うち、適格引当金コア資本算入額	―	―
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	21,185	21,801
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	39	37
うち、のれんに係るものの額	―	―
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	39	37
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	―	―
適格引当金不足額	―	―
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	―	―
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	―	―
前払年金費用の額	532	476
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	―	―
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	―	―
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	―	―
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	35	―
特定項目に係る十パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	―	―
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	―	―
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	607	513
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	20,577	21,287
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	150,346	160,553
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	―	△ 1,500
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		―
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,405	5,674
信用リスク・アセット調整額	―	
フロア調整額		―
オペレーショナル・リスク相当額調整額	―	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	156,752	166,228
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.12%	12.80%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2.定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	150,346	6,013	160,553	6,422
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	137,135	5,485	150,559	6,022
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	60	2	60	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	686	27	535	21
我が国の政府関係機関向け	1,236	49	1,396	55
地方三公社向け	205	8	152	6
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	33,290	1,331	34,370	1,374
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			33,160	1,326
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	49,545	1,981	29,665	1,186
中小企業等向け及び個人向け	19,202	768		
中堅中小企業等向け及び個人向け			9,489	379
トランザクター向け			95	3
抵当権付住宅ローン	2,289	91		
不動産取得等事業向け	14,440	577		
不動産関連向け			26,157	1,046
自己居住用不動産等向け			13,520	540
賃貸用不動産向け			2,438	97
事業用不動産関連向け			10,085	403
その他不動産関連向け			112	4
ADC向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
三月以上延滞等	364	14		
延滞等向け			1,068	42
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			501	20
取立未済手形	35	1	28	1
信用保証協会等による保証付	1,015	40	1,108	44
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	222	8		
出資等のエクスポージャー	222	8		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			202	8
上記以外	14,540	581	45,821	1,832
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	32,442	1,297
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	7,214	288	7,201	288
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	37	1	62	2
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	1,355	54		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			2,766	110
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—

自己資本の充実の状況

（単位：百万円）

		令和5年度		令和6年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー		―	―	―	―
証券化	STC要件適用分	―	―	―	―
	非STC要件適用分	―	―		
	短期STC要件適用分			―	―
	不良債権証券化適用分			―	―
	STC・不良債権証券化適用対象外分			―	―
再証券化		―	―	―	―
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		13,211	528	8,626	345
ルック・スルー方式		13,211	528	8,626	345
マンデート方式		―	―	―	―
蓋然性方式(250%)		―	―	―	―
蓋然性方式(400%)		―	―	―	―
フォールバック方式(1250%)		―	―	―	―
④未決済取引				―	―
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		―	―	△ 1,500	△ 60
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）		―	―	2,868	114
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		6,405	256	5,674	226
BI				3,783	
BIC				453	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）		156,752	6,270	166,228	6,649

（注）1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. オペレーショナル・リスク相当額については、令和5年度計数は基礎的手法により、令和6年度計数は標準的計測手法かつILMを「1」により算定しています。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

(2) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国内	315,020	322,689	103,372	109,312	74,432	86,242	—	—	316	2,549
国外	40,203	38,191	—	—	40,203	38,191	—	—	—	—
地域別合計	355,224	360,881	103,372	109,312	114,636	124,434	—	—	316	2,549
製造業	14,873	17,909	4,059	3,929	10,696	13,852	—	—	25	194
農業、林業	368	497	361	490	—	—	—	—	—	—
漁業	3	1	3	1	—	—	—	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	177	158	177	158	—	—	—	—	—	—
建設業	11,968	12,283	10,836	10,376	1,108	1,894	—	—	0	311
電気・ガス・熱供給・水道業	5,633	9,777	—	—	5,614	9,753	—	—	—	—
情報通信業	2,030	1,674	90	73	1,819	1,514	—	—	—	0
運輸業、郵便業	12,550	12,470	1,790	1,648	10,719	10,778	—	—	—	131
卸売業、小売業	9,608	12,004	6,392	6,209	3,200	5,773	—	—	1	320
金融業、保険業	203,649	193,753	6,494	6,811	66,475	66,009	—	—	—	—
不動産業	26,382	27,413	20,961	21,606	5,410	5,794	—	—	71	452
物品賃貸業	1,993	1,826	92	137	1,900	1,685	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,615	1,148	513	446	1,100	700	—	—	—	19
宿泊業	7	6	7	6	—	—	—	—	—	—
飲食業	1,974	1,830	1,974	1,830	—	—	—	—	—	320
生活関連サービス業、娯楽業	995	1,534	958	996	—	500	—	—	19	20
教育、学習支援業	579	562	579	562	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	4,260	5,140	4,260	5,140	—	—	—	—	—	236
その他のサービス	3,963	4,431	3,963	3,930	—	500	—	—	59	109
国・地方公共団体等	14,393	12,811	7,793	7,126	6,589	5,676	—	—	—	—
個人	31,863	37,668	31,863	37,668	—	—	—	—	138	429
その他	6,330	5,975	198	159	—	—	—	—	—	—
業種別合計	355,224	360,881	103,372	109,312	114,636	124,434	—	—	316	2,549
1年以下	101,089	79,321	8,585	7,658	10,911	5,533	—	—		
1年超3年以下	43,155	54,529	4,799	5,593	10,695	14,788	—	—		
3年超5年以下	28,912	42,424	8,744	10,159	20,157	27,864	—	—		
5年超7年以下	46,922	35,797	15,745	11,730	26,976	24,066	—	—		
7年超10年以下	38,373	47,365	17,988	19,831	20,384	26,833	—	—		
10年超	79,059	78,390	47,048	50,244	18,710	16,546	—	—		
期間の定めのないもの	17,711	23,053	459	4,093	6,800	8,800	—	—		
残存期間別合計	355,224	360,881	103,372	109,312	114,636	124,434	—	—		

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には固定資産、現金等が含まれています。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

42ページの「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

自己資本の充実の状況

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	0	0	0	0	－	－	0	－	0	0	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	12	9	9	6	－	－	12	9	9	6	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	29	41	41	18	－	－	29	41	41	18	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業	307	299	299	247	－	－	307	299	299	247	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	26	54	54	22	－	－	26	54	54	22	－	－
その他のサービス	0	10	10	9	－	－	0	10	10	9	0	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	－	－	－	14	－	－	－	－	－	14	－	－
合　計	378	415	415	318	－	－	378	415	415	318	0	－

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和６年度					
現金	3,008	－	3,008	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	28,473	－	28,286	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,700	－	2,700	－	60	2
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	9,073	－	9,073	－	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	5,413	－	5,352	－	535	10
我が国の政府関係機関向け	13,966	－	13,966	－	1,396	10
地方三公社向け	760	－	760	－	152	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	141,593	－	141,591	－	34,370	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	137,563	－	137,563	－	33,160	24
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	65,618	506	65,109	271	29,665	45
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	16,947	41,194	14,981	592	9,489	61
トランザクター向け	－	36,727	－	371	95	26
不動産関連向け	45,636	－	45,481	－	26,157	58
自己居住用不動産等向け	32,690	－	32,614	－	13,520	41
賃貸用不動産向け	3,008	－	3,001	－	2,438	81
事業用不動産関連向け	9,746	－	9,678	－	10,085	104
その他不動産関連向け	190	－	188	－	112	60
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	741	13	738	1	1,068	144
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	514	－	514	－	501	98
取立未済手形	143	－	143	－	28	20
信用保証協会等による保証付	18,386	39	18,386	3	1,108	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	202	－	202	－	202	100
合　計					104,737	

（注）1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和６年度															
現金	3,008	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	28,286	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,400	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,073	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	5,352	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	13,966	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	760	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	98,978	—	36,888	—	—	—	22	—	—	5,702	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	23,287	—	—	—	—	—	—	—	—	31,535	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	371	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	371	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	3,941	1,418	4,399	1	29	—	2,299	—	304	2,606	—	392	2
自己居住用不動産等向け	—	—	—	3,941	1,418	3,839	1	—	—	2,299	—	—	2,606	—	—	2
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	560	—	29	—	—	—	304	—	—	204	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	188	—
ＡＤＣ向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	143	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	18,390	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	42,769	37,709	—	127,412	1,418	41,287	1	29	—	2,322	—	675	39,845	—	392	2

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和６年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,008
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,286
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,700
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,073
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,352
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,966
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	760
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	141,591
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	1,399	—	6,961	—	—	2,195	—	—	—	—	—	—	—	—	65,380
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	11,971	—	—	—	—	3,231	—	—	—	—	—	—	—	—	15,573
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	371
不動産関連向け	19,437	255	—	—	743	—	—	1,629	7,905	—	—	112	—	—	—	45,481
自己居住用不動産等向け	18,408	94	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32,614
賃貸用不動産向け	—	160	—	—	—	—	—	1,629	—	—	—	112	—	—	—	3,001
事業用不動産関連向け	1,029	—	—	—	743	—	—	—	7,905	—	—	—	—	—	—	9,678
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	188
ＡＤＣ向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	728	—	—	—	740
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	514	—	—	—	—	—	—	—	—	514
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	143
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,390
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	202	—	—	—	—	—	—	—	—	202
合　計	19,437	13,626	—	6,961	743	—	6,154	1,629	7,905	—	—	840	—	—	—	351,166

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額 令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	―	41,464
10%	―	38,737
20%	32,918	172,552
35%	―	6,571
50%	27,584	688
75%	―	21,580
100%	―	38,367
150%	―	2,130
250%	―	13,122
1,250%	―	23
その他	―	―
合　計	395,742	

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

（単位：百万円、%）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	令和6年度 CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	264,258	3,165	10	264,269
40%～70%	53,855	33,853	10	53,896
75%	10,787	3,913	11	9,489
80%	―	―	―	―
85%	7,095	247	89	6,961
90%～100%	6,581	571	37	5,998
105%～130%	9,584	―	―	9,535
150%	815	2	10	813
250%	202	―	―	202
400%	―	―	―	―
1,250%	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合　計	353,180	41,754	11	351,166

（注）1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
2.「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

（3）信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,128	5,676	16,825	17,266
ソブリン向け	―	―	300	300
金融機関向け	―	―	―	―
地方公共団体金融機構向け	―	―	106	60
法人等向け	225	251	―	―
中小企業等・個人向け	1,781		16,252	
中堅中小企業等向け及び個人向け		4,787		4,415
抵当権付住宅ローン	―		12	
不動産取得等事業向け	7		―	
自己居住用不動産等向け		1		11,765
賃貸用不動産向け		1		―
事業用不動産関連向け		7		―
その他不動産関連向け		0		―
三月以上延滞等	―		―	
延滞等向け		0		43
その他	113	626	153	681

（注）1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 信用リスク削減手法を適用した部分のエクスポージャーを記載しています。
3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は該当ありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区　分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	3,269	3,269	2,582	2,582
非上場株式等	1,584	1,584	1,584	1,584
合　計	4,853	4,853	4,166	4,166

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	—	22
売却損	—	—
償却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しています。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	472	△194

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	20,835	15,296
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,149	10,185	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	289	333
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,149	10,185	289	333
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	21,287		20,577	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

“Step by Step” ～ニーズに適切に対応し、優れたサービスを提供するために～

通信教育で基礎を身につける

金融業務は複雑で、しかもたくさんの専門知識を必要とします。したがって入庫後は、さまざまな機会をとらえて、きめ細かい教育・研修を実施しています。

基礎知識を習得するために、全国信用金庫協会監修による通信教育と実務試験（基礎・上級）を教育プログラムに組み込み、6年の期間で学習、添削、試験を繰り返すことによって金融人としての基礎を身に付けていきます。

通信教育には必修コースと選択コースがあります。必修コースは1年目は「初級職員講座」「初級簿記講座」「預金講座」、2年目は「為替・手形交換講座」「融資講座」「融資審査・管理・回収講座」等々と続きます。

向上意欲の高い人は選択コースの各講座も同時に受講することによって、自己の能力にさらに磨きをかけています。



集合研修でさらにスキルアップ

通信教育とあわせてタイムリーに当金庫独自の集合研修が行われ、教育の成果を一層高めています。集合研修には、当金庫内部の企画・立案による内部コースと、外部の講座に参加する外部コースとがあります。いずれも通信教育を補強する意味で極めて効果があり、とくに職種や階層によって受講者を絞り込み、特定のテーマに基づいて研修する内部コースは、職員の能力向上とモラールアップに大きく寄与しています。

研修システム			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
通信教育	必修コース	初級職員講座	●					
		初級簿記講座	●					
		預金講座	●					
		為替・手形交換講座		●				
		融資講座		●				
		融資審査・管理・回収講座		●				
		マーケティング講座			●			
		企業分析講座			●			
		金融法務講座			●			
		税務講座				●		
		金融・財産相談講座				●		
		ファイナンシャル・プランナー養成講座AFPコース					●	
		中小企業診断士受験通信講座						●
	選択コース	資格取得関連講座、法務講座、財務講座、税務講座、総合実務講座、マネジメント講座						
集合研修	内部コース	考課者訓練、初級管理者研修、新入庫職員合同フォローアップ研修、新入庫職員入庫前研修、テラー研修、渉外研修、コンプライアンス研修						
	外部コース	支店長講座、次長講座、中堅管理者講座、初級管理者講座、営業推進講座、目利き力養成講座、融資渉外講座、融資審査講座、渉外担当者インストラクター講座、債権管理回収講座、教育訓練担当者養成講座、人事担当者研修会						
国家資格取得援助制度		〈援助対象講座〉 税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、CFP						

めざせ国家資格

お客さまのさまざまなニーズやご相談に応えることのできる人材を育成し、地域の皆さまに優れた金融サービスを提供するため、国家資格取得援助制度を設けています。当金庫指定の援助対象講座（税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、CFP の通学コース）の受講者に対して、中小企業診断士は受講料の全額、他 3 講座は受講料の 2 分の 1 を援助する制度です。

休日に通学して勉強することは大変ですが、自己の能力開発のために頑張る職員を応援しています。

職場を改善し新商品を生む提案制度

当金庫の独自のシステムに提案制度があります。これは、日頃考えていること、あるいは強く希望していることなどを自由に提案し、またその提案を採用することによって、より良い中南信用金庫を築いていこうとするものです。

たとえば職場環境の改善、事務処理の合理化、新商品の企画など、テーマに制限はありません。提案することに意義があるのです。

これまでに提案制度で実を結んだものは数多くあり、定期積金「あすなろ100」はその代表といえます。

仕事と家庭の両立をしっかりサポート

当金庫では、子育てや介護に携わる職員への制度を整え、仕事と家庭の両立を目指す職員をサポートしています。子育てについては「産前・産後休業」「育児休業」、また、育児休業の延長や復職後の短時間勤務制度などもあり、これらを活用して仕事と家庭を両立している職員が増えています。

地域のイベント・クラブ活動を通じての交流

野球部・サッカー部・テニス部・華道部があり活動しています。野球とサッカーは、毎年、県内信用金庫のトーナメントがあり、参加しています。クラブ活動への参加は、心身のリフレッシュとともに、支店や所属部署、また、世代を超えた交流の機会であり、職員同士のつながりも深まります。

また、地域の駅伝大会、お祭り、各種イベントに積極的に参加したり、そうした催しへの賛助活動を通じて地域住民との交流を深めています。

30歳以上は生活習慣病健診義務づけ

金融機関に限らず充実した仕事をするためには健康管理が第一です。体力の衰えや病気は仕事の効率を低下させるのみならず、金融業では最も重視されるお客さまとの信頼関係を損なう要因ともなりかねません。

当金庫では職員一人ひとりの健康管理に留意しており、特に働き盛りの30歳以上の職員には必ず生活習慣病健診の受診を義務づけ、その費用は全額金庫負担としています。

「ユースエール認定企業」に認定

令和 6 年 5 月 17 日、当金庫は「若者雇用促進法」に基づき厚生労働大臣より「ユースエール認定企業」に認定されました（平成 30 年度の初回認定以降 5 度目）。

ユースエール認定制度とは、若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

これからも若者の採用・育成に積極的に取組むと共に、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図り、活き活きと働くことができる職場を目指します。

新入庫職員採用状況

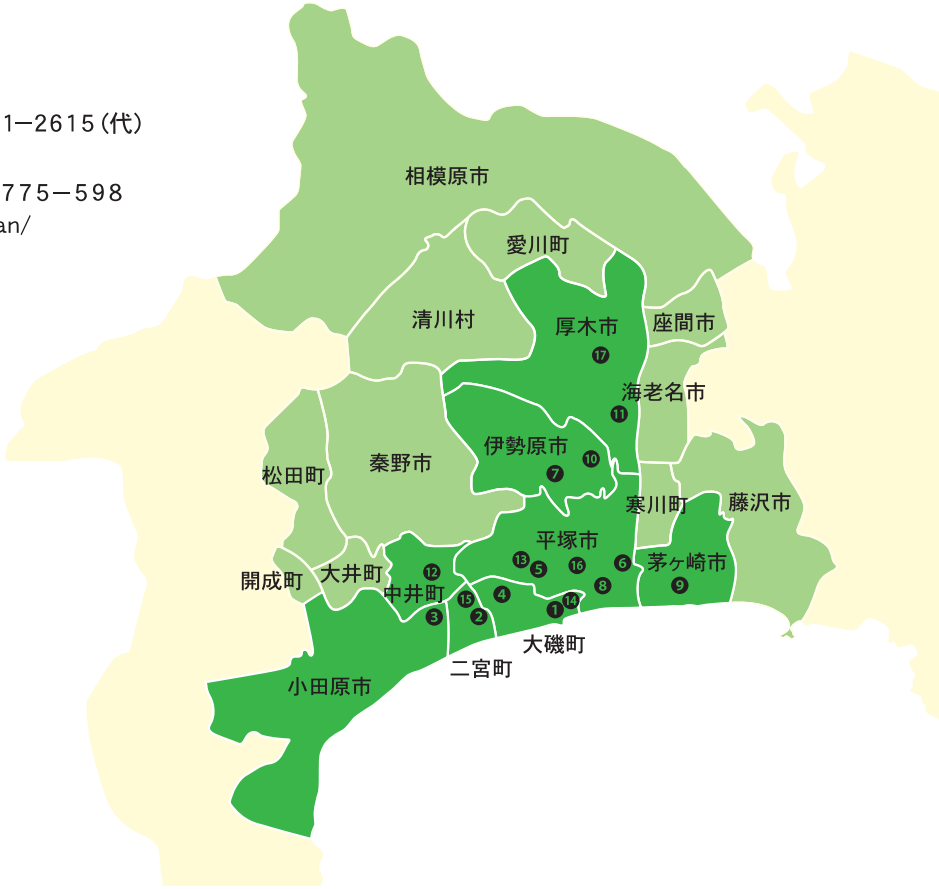
	令和5年度	令和 6 年度	令和 7 年度
大学卒	6 人	4 人	8 人
短大卒	1 人	0 人	1 人
高校卒	3 人	3 人	5 人
合　計	10 人	7 人	14 人

店舗・地区一覧

中南信用金庫

本　部
神奈川県中郡大磯町大磯1133−1　☎0463−61−2615（代）
経営情報センター
神奈川県伊勢原市桜台1−16−12　（0120）775−598
ホームページ　https://www.shinkin.co.jp/chunan/

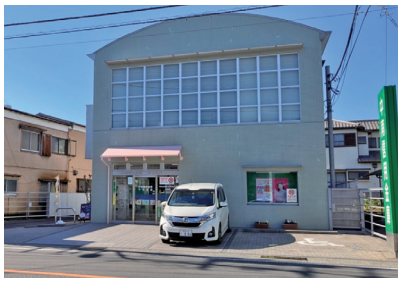




❶本店営業部
中郡大磯町大磯1133-1
☎0463-61-7200（代）
■開設年月日／S7.11.22



❷二宮支店
中郡二宮町二宮899-8
☎0463-71-1251（代）
■開設年月日／S25.7.5



❸下中支店
小田原市中村原734
☎0465-43-0631（代）
■開設年月日／S27.8.5



❹国府支店
中郡大磯町月京5番3号
☎0463-71-2332（代）
■開設年月日／S30.1.22



❺旭支店
平塚市徳延437
☎0463-32-3250（代）
■開設年月日／S40.11.29



❻四之宮支店
平塚市四之宮2-15-1
☎0463-22-5155（代）
■開設年月日／S44.12.9



❼伊勢原支店
伊勢原市桜台1-16-12
☎0463-93-2351（代）
■開設年月日／S50.9.17

店外キャッシュサービスコーナー
- 本店営業部大磯町役場出張所
- 本店営業部大磯駅出張所
- 二宮支店二宮駅出張所
- 下中支店しまむらストアーたちばな店出張所
- 旭支店しまむらストアー長持店出張所



⑧ 平塚支店

平塚市見附町32-9
☎0463-34-5222（代）
■開設年月日／S56.10.26



⑨ 茅ヶ崎支店

茅ヶ崎市元町4-19
☎0467-87-2424（代）
■開設年月日／S57.10.14



⑩ 高森支店

伊勢原市高森3-3-19
☎0463-92-1151（代）
■開設年月日／S58.6.20



⑪ 厚木南支店

厚木市旭町4-4-19
☎046-228-1121（代）
■開設年月日／S59.10.15



⑫ 中井支店

足柄上郡中井町田中1040
☎0465-81-2621（代）
■開設年月日／S59.12.3



⑬さかま支店

平塚市根坂間246-11
☎0463-31-5880（代）
■開設年月日／S61.12.8



⑭高麗支店

中郡大磯町高麗3-2-34
☎0463-31-3211（代）
■開設年月日／S62.12.7



⑮中里支店

中郡二宮町中里2-3-34
☎0463-71-7272（代）
■開設年月日／S63.11.28



⑯中原支店

平塚市中原1-8-9
☎0463-30-6711（代）
■開設年月日／H12.11.15



⑰林支店

厚木市林5-1-21
☎046-296-3100（代）
■開設年月日／H22.11.22

- 中井支店中井町役場出張所
- 四之宮支店しまむらストアー田村店出張所
- さかま支店しまむらストアー旭店出張所

気さくなおつきあい

中南信用金庫

発　行　中南信用金庫総合企画部
0463－61－2615（代）
令和7年7月発行